

第5期多治見市地域福祉計画



令和6年3月

多 治 見 市

国と同様、多治見市においても人口減少・少子高齢化が進行しています。また、核家族化やライフスタイルの多様化の影響により、家庭や地域で共に助け合い、支え合う意識が希薄になっています。

これまで多治見市では、平成 15 年度に福祉基本条例を策定、続けて地域福祉計画を策定し、地域福祉の向上に努めてまいりました。「地域福祉」とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民がお互いに協力



して地域課題の解決に取り組むことです。しかし、地域や世帯、個人が抱える課題も複雑化・複合化しており、単一の制度やサービスでの解決が困難になっているのが現状です。

この度、策定する第 5 期地域福祉計画では、高齢者、障がい者、子ども、健康といった分野ごとの保健福祉事業を、地域福祉の視点で捉え、連携して取り組んでいくことで、地域福祉の推進を図ってまいります。また、複雑化・複合化した課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、さらなる地域福祉の推進に取り組み、誰もが住み慣れた地域で幸せな生活を送ることができる「地域共生社会」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました市民の皆様により御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月吉日

多治見市長 高 木 貴 行

第 1 章 計画策定にあたって

- 1 - 1 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 1 - 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 1 - 3 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 1 - 4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第 2 章 地域福祉に関する多治見市の現状

- 2 - 1 人口と世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 - 2 地域福祉を担う主な団体・組織・・・・・・・・・・ 21
- 2 - 3 市民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第 3 章 地域福祉の推進に関する事項

- 3 - 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に
関し、共通して取り組むべき事項・・・・・・・・・・ 39
- 3 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項・・・・・・・・ 41
- 3 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 3 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項・・・・・・・・ 43
- 3 - 5 地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 3 - 6 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応
じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に
対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業・・・・・・・・ 47
- 3 - 7 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携
の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関
する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 3 - 8 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を構築する重層的支援体
制の整備に関する事業・・・・・・・・・・ 50

資料編

- 資料 1 多治見市地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 55
- 資料 2 多治見市地域福祉計画策定委員会開催経過・・・・・・・・・・ 56
- 資料 3 多治見市地域福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 57
- 資料 4 多治見市福祉基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第1章 計画策定にあたって



第1章

計画策定にあたって

1-1 計画策定の経緯

多治見市では、平成15（2003）年12月に、市民、事業者、市のそれぞれの役割分担と協働により望ましい地域社会を形成することをめざして「多治見市福祉基本条例」を制定し、平成16（2004）年3月に、この条例を具現化する具体的施策や目標を定める「多治見市地域福祉計画」を策定、以後5年ごとに次期計画を策定し、住み慣れた地域の支えあいのなかで市民が主体的に実践・行動し、だれもが安心して福祉サービスを利用し、自分らしい自立した生活が送れるような地域社会の実現に取り組んできました。

国においては、「社会福祉法」のなかで、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。また、令和3年4月には、地域住民が相互に人格を尊重しながら参加する地域共生社会の実現に向けての法改正がされるとともに、令和6年4月には、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制を整備する具体的な活動をスタートさせます。

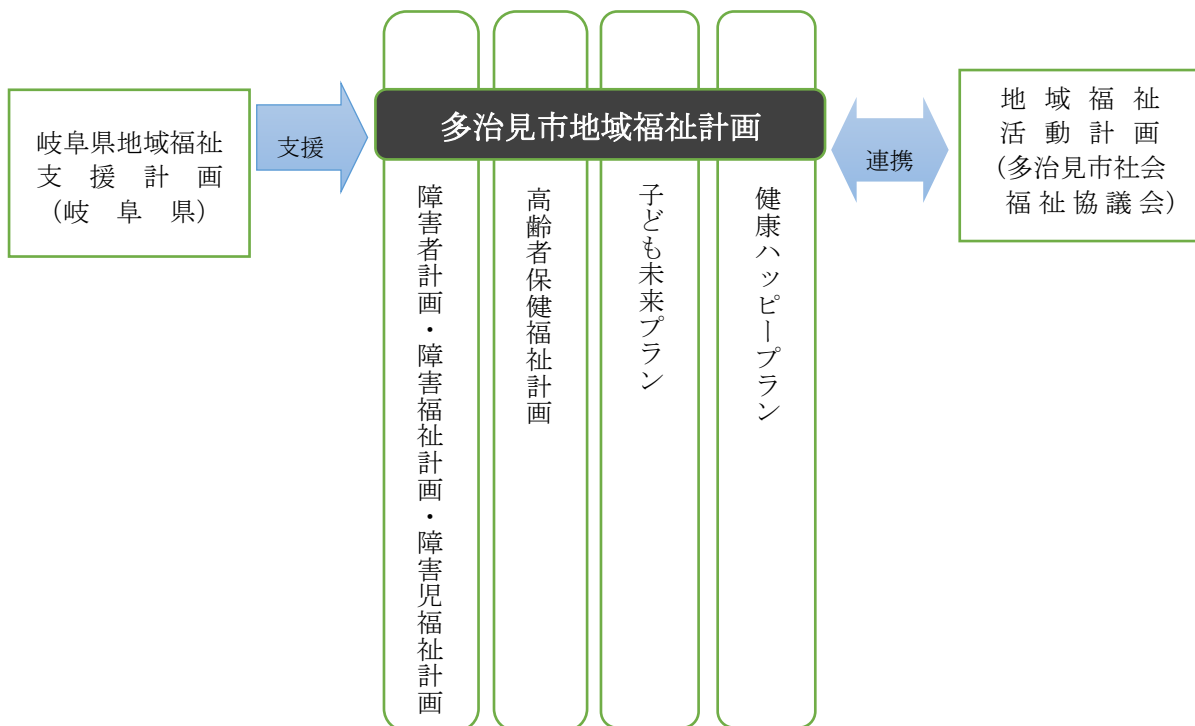
第5期地域福祉計画は、社会福祉法の改正を踏まえ、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉に取り組む個別計画事業を地域福祉の視点で取り込みつつ、関連する計画との調和、連携の役割を担うものとして策定しました。

1-2 計画の位置付け

1 地域福祉計画の概要

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

計画内容は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する包括的な計画とし、関連する計画との調和、連携の役割を担います。



2 地域福祉計画の計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、この計画期間にかかわらず社会情勢の変化や市民の意向等に応じて必要な見直しを行います。

3 関連する計画の概要

●多治見市障害者計画 多治見市障害福祉計画 多治見市障害児福祉計画

障害者基本法を根拠とする障害者計画と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠とする障害福祉計画と、児童福祉法を根拠とする障害児福祉計画を併せた計画です。

多治見市では、障がい者及び障がい児に関する施策を一体的に進めるため、これらの計画を一体的な計画として策定しています。

障害者計画	
根 拠 法	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項
性 格	市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度
障害福祉計画	
根 拠 法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項
性 格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度
障害児福祉計画	
根 拠 法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
性 格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度

○多治見市障害者計画の計画体系

<基本目標>

適切な支援のもと、障がい者が自らの意思に基づき社会参加、自己実現できるとともに、皆が元気で安心して暮らせるまち

<基本方針>

- I 自らの意思に基づく社会参加
- II 自らの決定に基づく自己実現
- III 元気で安心して暮らせるまち

●多治見市高齢者保健福祉計画

老人福祉法を根拠とする老人福祉計画と介護保険法を根拠とする介護保険事業計画を含む高齢者の保健・福祉・介護に関する総合的な計画です。

団塊ジュニアと呼ばれる世代が65歳を迎える令和22年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進が求められています。さらに、高齢者の自立支援と重症化防止や住み慣れた地域で暮らしつづけるための在宅医療と介護の連携、身近な困りごとに対して分野を問わず丸ごと支援できる体制づくりとして地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

多治見市では、令和22年を見通した中長期的な方向性を示した上で、全ての高齢者を対象に、要支援・要介護とならない福祉サービスはもとより、地域における高齢者福祉全般にわたる施策も含めて計画を策定しています。

老人福祉計画		
根 拠 法	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 8	
性 格	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	
計 画 期 間	令和 6 年度～令和 8 年度	
介護保険事業計画		
根 拠 法	介護保険法（平成 9 年法律第123号）第117条	
性 格	国が定める基本指針に即し、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画	
計 画 期 間	令和 6 年度～令和 8 年度	

○多治見市高齢者保健福祉計画の計画体系

<基本目標>

いつまでも元気で、地域で支え合うまち～地域共生社会の実現～

<基本方針>

① 地域包括ケアシステムの強化・充実

高齢者が住み続けられる地域づくりを目指し、身近な相談機関としての包括支援センターの運営や生活応援員の育成など地域による支え合い体制づくりを推進します。また、地域ケア会議を通じ、介護保険サービスだけでなく介護予防・生活支援サービスなど様々な地域資源を活かすためのネットワークを構築していきます。

② 認知症施策の推進

認知症高齢者に対する市民の正しい理解を促すとともに、認知症高齢者やその家族を地域で見守る体制づくりを推進します。認知症の早期診断・早期支援を可能とするため、「認知症初期集中支援チーム」により適切に支援します。

③ 介護予防・健康づくりの充実・推進

身近な地域における健康増進や介護予防活動への参加機会を提供するとともに、地域の主体的な取組みを支援します。また、健康寿命の延伸につなげるために、運動習慣や規則正しい食習慣の定着を図り、重症化防止に向けて取り組みます。

④ 高齢者の活躍推進

地域社会において役割を担い、生きがいを持って生活してもらうため、地域活動に積極的に参加できる機会の提供を行うとともに、集いの場づくりや介護予防活動、地域組織・団体運営、見守りなどの地域活動を支援します。

⑤ 介護保険サービスの適正化

持続可能な介護保険サービス提供のため、市民ニーズに応じた適正な介護保険事業の運営を行います。また、介護従事者の働く環境の改善や介護職の魅力発信など、新たな介護人財の確保に向けた取り組みを支援します。

●たじみ子ども未来プラン

子ども・子育て支援法を根拠とする市町村子ども・子育て支援事業計画である子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法を根拠とする次世代育成支援対策行動計画を併せた計画です。

多治見市では、子どもを育てる側である大人が主体の「子育て」のみならず、子どもが自らの力で心身ともに成長し、自立できる力を身に付けて育つ「子育て」の支援に加え、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、これらを併せ持つ計画として「たじみ子ども未来プラン」を策定しています。

子育て支援事業計画	
根 拠 法	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項
性 格	国が定める基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計 画 期 間	令和2年度～令和6年度
次世代育成支援対策行動計画	
根 拠 法	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条
性 格	国が示す行動計画策定指針に即し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画
計 画 期 間	令和2年度～令和6年度

○たじみ子ども未来プランの計画体系

<基本理念>

豊かなつながりの中で 子どもが伸び伸びと育ち 子育てに喜びや夢をもつことができるまち
～ 子どもの権利を保障します ～

<基本方針>

① 楽しく子育てできるまち

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、子育ての不安や負担が少なくなるように、子育て支援を充実して、子育てを楽しむことができるまちをつくります。

② 子どもが豊かに育つまち

子どもの権利を保障するという視点に立ち、子どもが家庭、学校、地域の中で豊かな人間性を育み、その子らしさを発揮しながら、たくましく生きる力を身につけて育つこと（子育て）ができるまちをつくります。

③ みんなで未来につなげるまち

子どもや保護者、そしてこれから子育てしようとする人を地域全体で支え、未来につながっていくまちをつくります。また、社会全体の責任として子どもが利用する施設の整備や子どもの安全を守る体制等を充実して、子育てと子育てにやさしいまちをつくります。

●たじみ健康ハッピープラン

健康増進法に規定する市町村健康増進計画で、市民の健康の増進の推進に関する施策についての計画です。

医療の進歩や生活環境の改善などにより、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す「健康寿命」は順調に延伸してきました。

今後も国の方針としては、人口減少・少子高齢化の中でも健康寿命を延伸し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指すこととされています。

多治見市では、国の健康づくり運動「健康日本21(第三次)」と連動しながら、市民一人ひとりが主体的に積極的な健康づくりの行動を実践できるよう、また自然に健康になれる環境づくりなど社会で支える健康づくりを含めた「たじみ健康ハッピープラン」を策定しています。

たじみ健康ハッピープラン	
根 拠 法	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項
性 格	国が定める基本的な方針に即し、市民の健康の増進の推進に関する施策についての市町村健康増進計画
計 画 期 間	令和6年度～令和17年度

○たじみ健康ハッピープランの計画体系

<基本理念>

市民が健康でいきいきと幸せに暮らすことができるまち
… 健康寿命の延伸・生活の質の向上 …

<基本方針>

①一次予防の重視：～生活習慣の改善・健康の保持増進～

健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指し、生活習慣の改善・健康の保持増進のための一次予防を重視します。科学的根拠に基づいた3つの優先課題(食生活・運動・喫煙対策)の取組みを推進していきます。

②生涯を通じた健康づくり

市民が主体となり生涯を通して健康づくりに取り組めるよう、ライフステージ別の行動目標を設定し推進していきます。

③社会で支える健康づくり

行政・関係機関・地域が連携してさまざまな健康づくり事業を展開し、自然に健康になれるような環境づくりや、さまざまなところでの情報発信の整備を進めていきます。

1-3 計画の策定体制

1 多治見市地域福祉計画策定委員会

計画の策定にあたっては、各種福祉関連団体の代表、ボランティア等の地域福祉活動を担う団体の代表、社会福祉協議会、警察署等関係者に市職員を加えた14人で「多治見市地域福祉計画策定委員会」を設置し、市民意向調査内容の検討、地域福祉に関する課題の抽出、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

2 市民意向調査

市民の福祉に対する意識、地域生活の状況を把握するため、市内在住の12歳以上の男女2,600人を対象に「市民アンケート調査」を実施しました。

アンケートの集計では、性別、年齢のほか、他の回答とのクロス集計や過去の調査結果との比較により、福祉課題を整理、把握しました。

3 市民への周知と意見募集

計画の策定に際して、広報紙やホームページを活用して、パブリックコメントによる意見募集を行いました。

1-4 計画の進行管理

市は、「多治見市地域福祉計画評価委員会」において、計画の実施状況の把握、点検、評価を行いながら、計画の進行管理を行います。

また、評価委員会が評価した結果については、その都度公表します。

第2章 地域福祉に関する多治見市の現状



第2章

地域福祉に関する多治見市の現状

2-1 人口と世帯の状況

1 人口と世帯数の推移

多治見市では、昭和40年頃から丘陵地での宅地開発が進んだことに伴い、人口が急激に増加しました。平成5（1993）年に10万人を超え、平成12（2000）年にピークを迎えますが、その後は減少傾向に転じています。平成18（2006）年1月の笠原町との合併後も減少傾向は続き、令和5（2023）年4月1日現在の人口は106,740人となっています。

また、人口の増減に関わらず世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたりの人員は減少傾向が続いています。一世帯あたりの人員数は、昭和51年では3.56人でしたが、令和5（2023）年4月1日現在では2.24人に減少しています。

人口・世帯数の推移

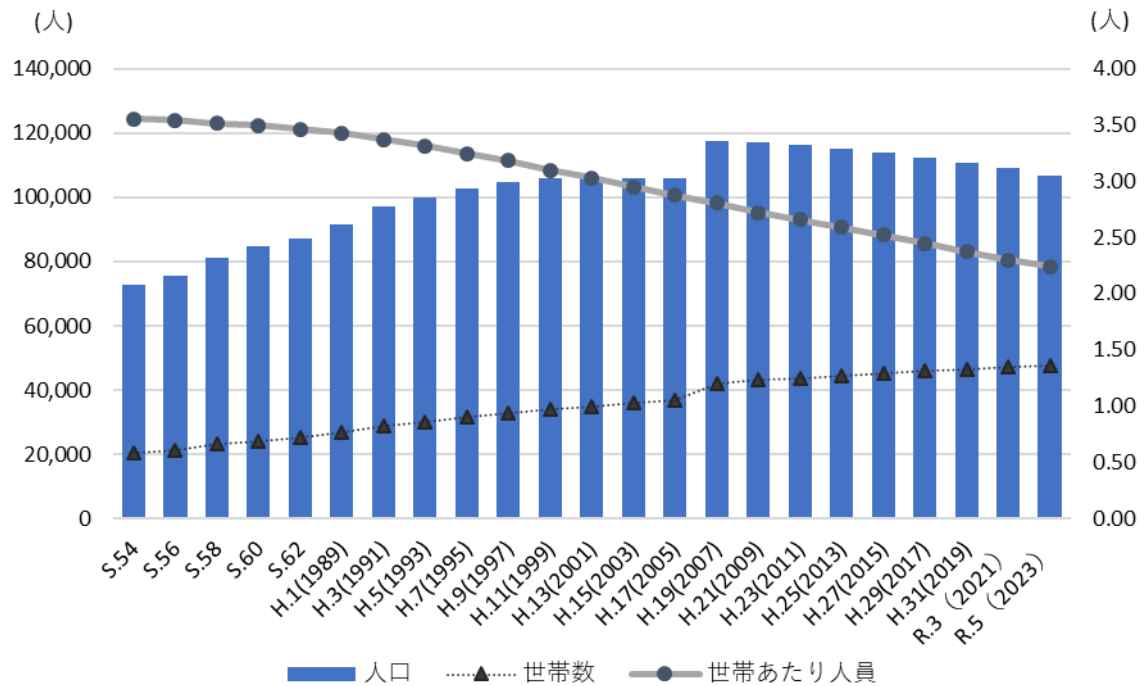
（各年4月1日現在）

	世帯数	人口（人）			世帯当たり人員（人／世帯）
		総数	男	女	
平成 元(1989)年	26,717	91,610	44,806	46,804	3.43
6(1994)年	30,944	101,431	49,465	51,966	3.28
11(1999)年	34,113	105,709	51,699	54,010	3.10
16(2004)年	36,355	105,978	51,869	54,109	2.92
21(2009)年	43,054	117,246	57,182	60,064	2.72
26(2014)年	44,806	114,457	55,725	58,732	2.55
31(2019)年	46,582	110,598	53,798	56,800	2.37
令和 5(2023)年	47,673	106,740	51,926	54,814	2.24

※平成17(2005)年まで、旧笠原町は含まない。

資料：多治見市の人口と世帯

人口と世帯の推移(各年4月1日現在)



2 年齢区分別人口の推移

年齢区分別人口の推移をみると、毎年、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。平成30（2018）年4月1日の人口ピラミッドと令和5（2023）年4月1日の人口を比較するとピラミッドを比較すると、0～4歳の人口は男女とも減少し、75歳以上の人口は男女とも増加しています。

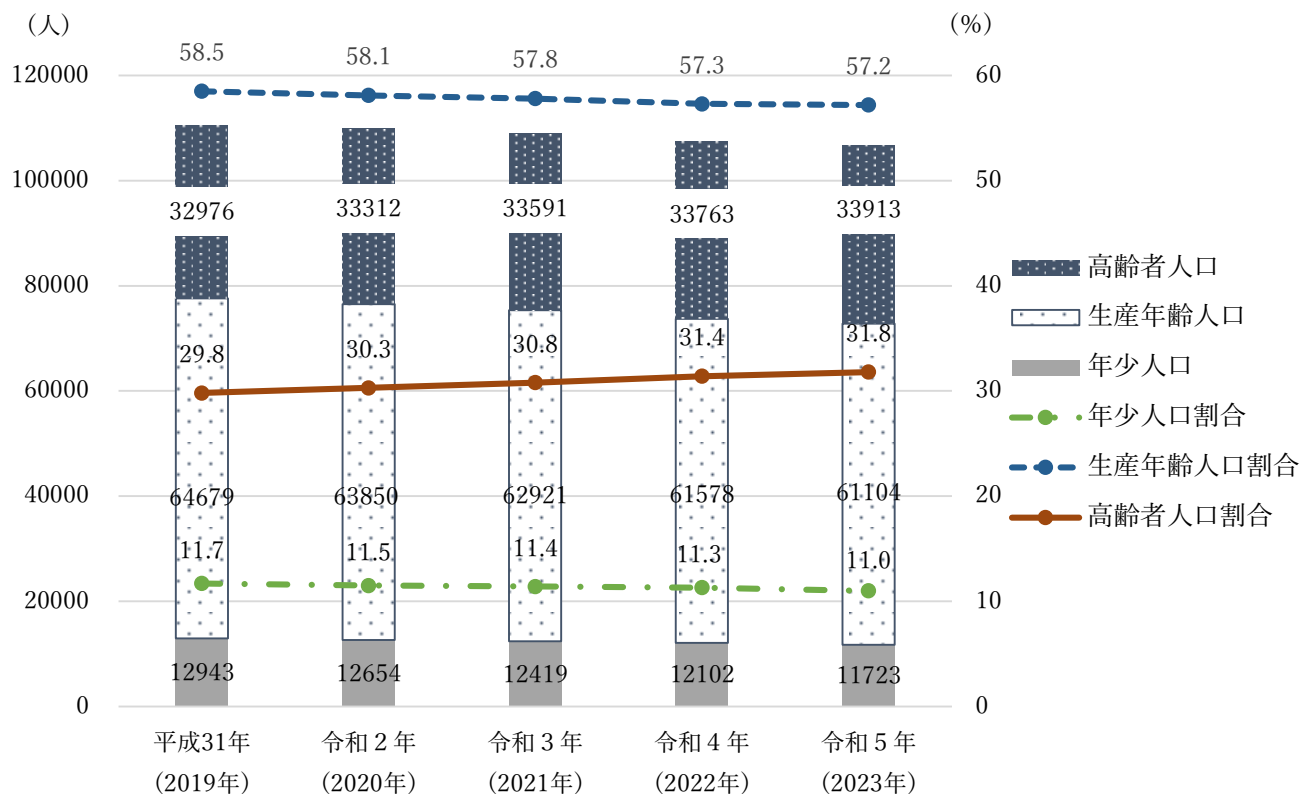
年齢区分別人口の推移

(各年4月1日現在)

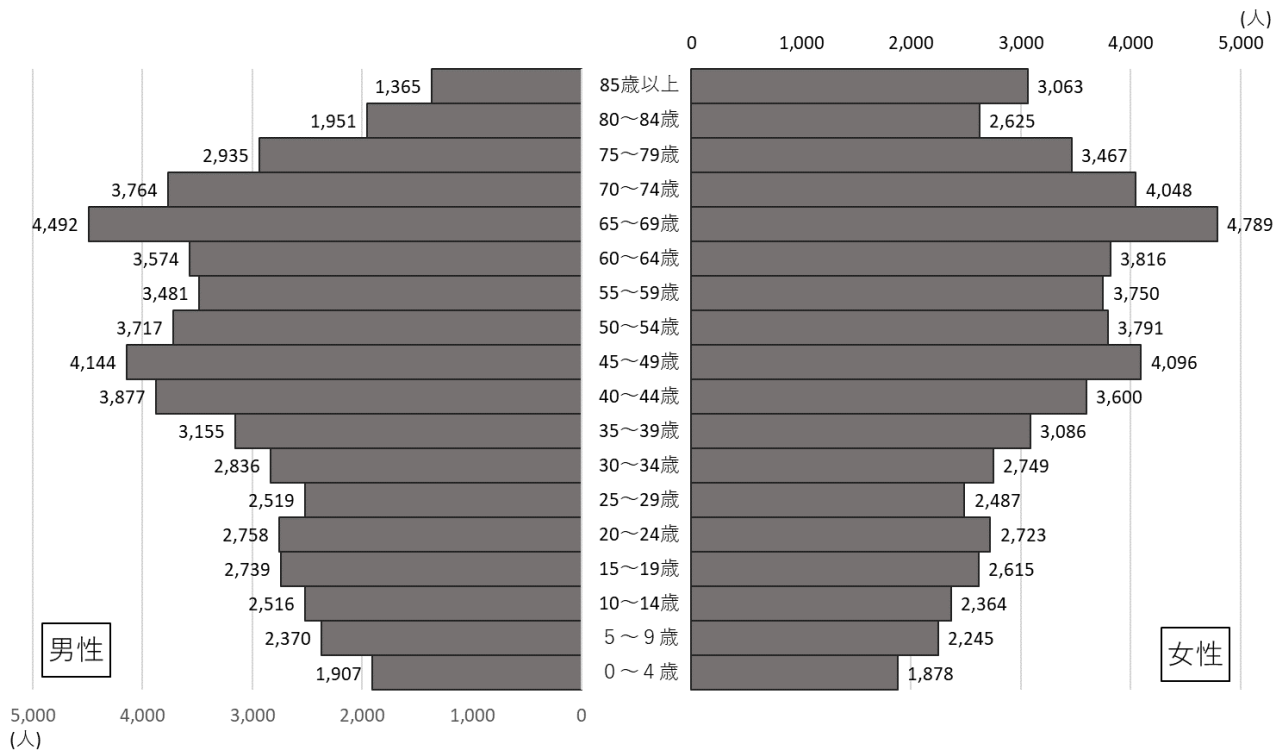
区 分	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
年少人口 (人)	12,943	12,654	12,419	12,102	11,723
0～2歳 (人)	2,095	2,011	1,959	1,873	1,798
3～5歳 (人)	2,382	2,375	2,284	2,223	2,079
6～11歳 (人)	5,573	5,428	5,303	5,133	5,027
12～14歳 (人)	2,893	2,840	2,873	2,873	2,819
年少人口割合 (%)	11.7	11.5	11.4	11.3	11.0
生産年齢人口 (人)	64,679	63,850	62,921	61,578	61,104
生産年齢人口割合 (%)	58.5	58.1	57.8	57.3	57.2
高齢者人口 (人)	32,976	33,312	33,591	33,763	33,913
65～74歳 (人)	16,897	16,785	16,960	16,681	15,902
75歳以上 (人)	16,079	16,527	16,631	17,082	18,011
高齢者人口割合 (%)	29.8	30.3	30.8	31.4	31.8

資料：多治見市の人口と世帯

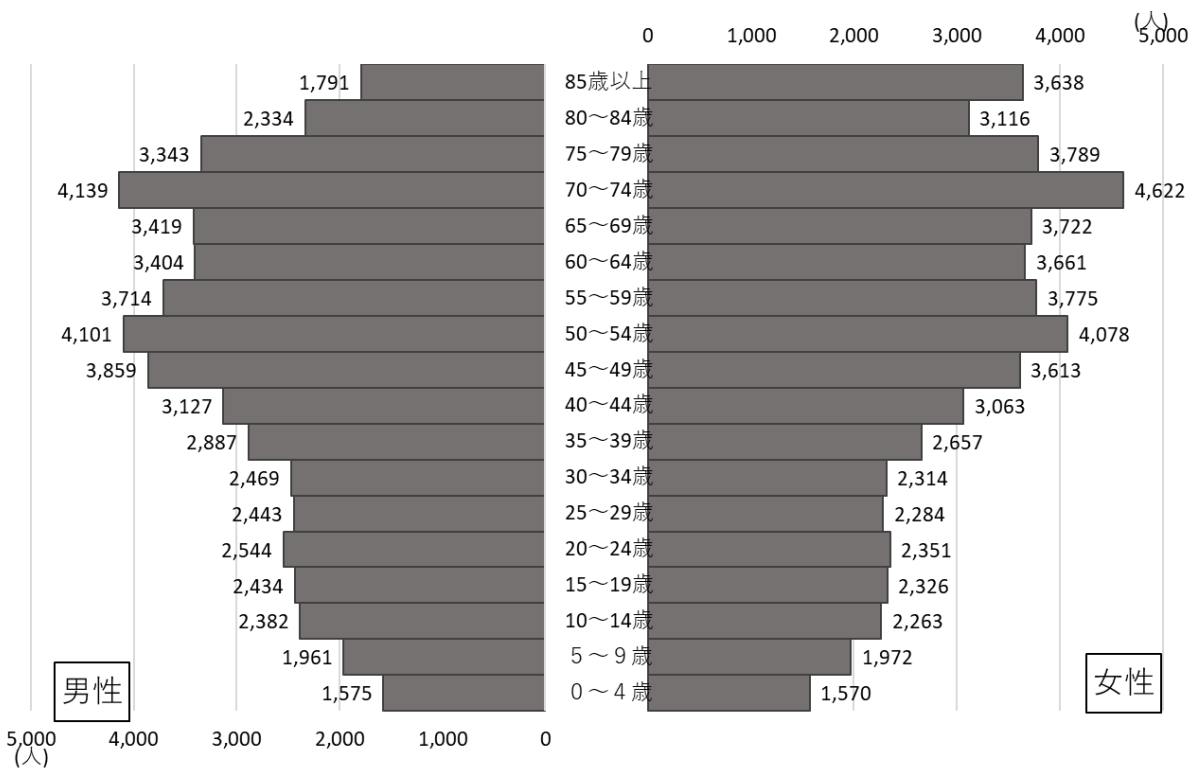
年齢区分別人口の推移 (各年4月1日現在)



人口ピラミッド(平成30(2018)年4月1日現在)



人口ピラミッド(令和5(2023)年4月1日現在)



3 要支援・要介護認定者の状況

介護保険は社会全体で介護を支える制度で、平成12（2000）年4月に始まりました。介護保険のサービスを利用するためには、寝たきりや認知症などサービスを必要とする状態かどうかの認定（要介護認定）を受ける必要があります。

要支援・要介護認定者数

（単位：人 令和4（2022）年度末）

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	527	822	1,052	869	676	720	483	5,149
65～74歳	63	92	78	83	56	67	48	487
75歳以上	464	730	974	786	620	653	435	4,662
第2号被保険者	13	29	8	41	22	10	15	138
計	540	851	1,060	910	698	730	498	5,287

資料：介護保険事業状況報告

※1 第1号被保険者 65歳以上

※2 第2号被保険者 40歳以上 65歳未満

4 障がいのある人の状況

●身体障がい者の状況

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹）、内部（呼吸器・心臓・腎臓・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓）のいずれかに何らかの障がいがある人で、一定の基準を満たす人に、身体障害者手帳が交付されます。障がいの程度は重度の1級から軽度の6級までに区分されます。

身体障害者手帳所持者数（児童を含む）

（単位：人 令和4（2022）年度末）

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	87	95	13	20	34	12	261
聴覚・平衡機能	7	83	57	62	0	100	309
音声・言語・そしゃく機能	2	4	32	12	0	0	50
肢体不自由	425	457	447	517	215	94	2,155
内部	964	20	398	387	0	0	1,769
計	1,485	659	947	998	249	206	4,574

資料：岐阜県身体障害者更生相談所

●知的障がい者の状況

東濃子ども相談センター又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に療育手帳が交付されます。A 1、A 2、B 1、B 2に区分され、A 1が最重度となります。

療育手帳所持者数

(単位：人 令和4（2022）年度末)

程 度	A	A 1	A 2	B 1	B 2	計
人 数	38	162	204	329	416	1,159

資料：岐阜県健康福祉部障害福祉課

※Aの判定は平成2（1990）年にA 1とA 2に変更され、現在では新規にAの判定を受けることはありません。

●精神障がい者の状況

精神障がいのため、長期にわたり生活への制約がある人に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度により1級から3級までの区分があり、1級が最重度となります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人 令和4（2022）年度末)

程 度	1 級	2 級	3 級	計
人 数	275	662	141	1,078

資料：「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所

●難病患者の状況

発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養が必要な「難病」のうち、法律に基づき指定される「指定難病」の人に、特定医療費（指定難病）受給者証が発行されます。

指定難病認定者及び特定疾患認定者

(単位：人 令和4年度末)

	指定難病認定者数	特定疾患認定者数
人 数	792	1

資料：「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所

※1 指定難病認定者 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に定められた難病の患者

※2 特定疾患認定者数 （平成26（2014）年12月31日まで）都道府県が実施する特定疾患治療研究事業に定められた疾病の患者
（平成27（2015）年1月1日から）前記の疾病の患者のうち、指定難病にならなかった疾病の患者

2-2 地域福祉を担う主な団体・組織

1 ボランティア、NPOなど市民活動団体

多治見市には、「自分たちのまちをもっと良くしたい」「好きなことで誰かを笑顔にしたい」など、様々な思いをもって活動をしている団体が多くあります。そのような市民活動団体の情報発信・収集や団体間の交流・活動連携促進などを行い、さらなる市民活動活性化に繋げるため、平成15（2003）年に多治見市市民活動交流支援センター「ぽると多治見」を設置しました。

ぽると多治見では、各団体のニーズに応じたスキルアップ講座の開催や他団体の事例等を踏まえた活動提案のほか、活動連携促進に向けた交流会開催や団体マッチングを実施しています。そのほか、NPOの設立や運営方法など、専門知識が必要な相談に対応できるよう、専門家を招いた相談会も実施しています。

ぽると多治見には、令和5（2023）年3月31日現在で、180の市民活動団体が登録しています。その活動分野は、保健・福祉、文化芸術・スポーツ、まちづくり、環境、子どもなど多岐に渡り、様々な団体が熱い思いをもって活動を行っています。

2 多治見市ボランティアセンター

多治見市社会福祉協議会では、ボランティアの活動拠点として、総合福祉センターにボランティアセンターを設置しています。ボランティアセンターには、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を希望する個人や団体の登録を行い、ボランティア活動を希望する人、必要とする人の相談に応じて、さまざまなボランティア活動に繋がっています。

また、手話や介助などの専門的な講座の開催や、広くボランティア活動に理解と関心を深めてもらうための研修会も開催しています。

ボランティアセンターには、イベント紹介やボランティア募集などの情報コーナー、パソコンコーナーを設置し、ボランティア活動の育成・援助を行っています。

ボランティア登録者数 (各年度末)

区 分	令和2（2020）年度		令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
団 体	116 団体	3,188 人	115 団体	3,729 人	119 団体	3,552 人
個人（人）	57		44		91	

資料：多治見市社会福祉協議会事業報告書

ボランティア派遣調整 (各年度末)

区 分	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
派遣件数（件）	0	11	23

資料：多治見市社会福祉協議会事業報告書

3 民生児童委員、主任児童委員

民生児童委員（民生委員・児童委員）は、住民の立場に立って相談に応じ、市役所などの関係機関へのつなぎ役として必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めます。民生委員法により厚生労働大臣に委嘱され、児童福祉法により児童委員を兼ねています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する（主に任ずる）民生委員・児童委員として主任児童委員も各小学校区に2名ずつ配置されています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期は3年です。

民生児童委員の主な職務内容は、次のとおりです。

- ① 社会調査（地域におけるアンテナ的役割）
- ② 相談（地域における世話人的役割）
- ③ 情報提供（地域における告知板的役割）
- ④ 連絡通報（地域におけるパイプ的役割）
- ⑤ 調整（地域における潤滑油的役割）
- ⑥ 生活支援（地域における支援的役割）
- ⑦ 意見具申（地域における代弁者的役割）

民生児童委員と主任児童委員の定数 （令和5（2023）年4月1日現在）

地 域	民生児童委員（人）	主任児童委員（人）
養 正	18	2
昭 和	17	2
脇之島	9	2
精 華	25	2
共 栄	6	2
小 泉	14	2
池 田	10	2
根 本	17	2
南 姫	8	2
北 栄	18	2
市之倉	11	2
滝 呂	12	2
笠 原	18	2
合 計	183	26

資料：たじみのふくし

4 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉事業経営者及び社会福祉活動を行う者が参加して組織されています。

社会福祉協議会では、地域の社会福祉調査・研究、各種相談事業、ボランティア活動の育成、福祉教育、福祉行政機関や福祉施設・団体との連絡調整及び地域住民の組織化活動を援助する事業のほか、介護保険事業、障害者総合支援事業や保育園の運営も行っています。

社会福祉協議会の事業は、社会福祉法において、次のように定められています。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

5 地域福祉協議会

地域住民が主体となる福祉活動の推進や身近な場所での相談・支援、地域の連絡調整の強化などを目的に、地域住民によって運営する地域福祉協議会を設置しています。小学校区を単位とし、平成16（2004）年度の脇之島小学校区を皮切りに、笠原、市之倉、根本、北栄、養正、共栄、小泉地域のそれぞれの小学校区に設置されており、未設置地域についても、設置を目指しています。地域福祉協議会の設立及び運営支援は社会福祉協議会と市役所が協働して実施しています。

地域福祉協議会の事業内容は、次のとおりです。

- ① 地域ボランティア等の登録・あっせん・養成
- ② 住民による小地域福祉活動の推進、活動支援
- ③ 福祉相談窓口の開設、運営
- ④ 地域組織・団体との連携
- ⑤ 地域福祉課題の調査・研究
- ⑥ 総会の開催や広報紙の発行などによる福祉への理解促進 など

6 福祉委員

誰もが地域で安心して暮らせるように、民生児童委員などと連携して見守りを行い、身の回りで困っている人を早期に発見し、適切なサービスに結びつけるとともに、近隣の方々の協力を得て支え合える体制を地域ぐるみで築くために、社会福祉協議会が福祉委員を町内会単位に設置しています。

2-3 市民の意識

令和4（2022）年度に市民アンケート調査を実施し、市民の福祉に対する意識、地域生活の状況を調査しました。

● 調査の方法

項 目	内 容
調 査 地 域	多治見市全域
調 査 対 象	市内在住の12歳以上の男女
調 査 数	2,600人
抽 出 方 法	無作為抽出
調 査 方 法	調査票の発送・回答の回収とも郵送による無記名調査
調 査 時 期	令和4（2022）年12月10日～12月28日
調 査 内 容	① 福祉に関する意識・関心について ② 新型コロナウイルス感染症流行後の生活について ③ 多治見市社会福祉協議会について ④ 地域社会（コミュニティ）について ⑤ 災害など緊急事態の対応について ⑥ 住みやすいまちづくりについて

● 回収結果

発送数	2,600
有効回収数（率）	1,549（59.6%）

- ・グラフ・表中の「n」はアンケートの有効回収数を示しています。
- ・比率はすべて百分率（%）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- ・性別、年代別等のクロス集計表中の数値は、各カテゴリ毎の割合（%）を表し、その割合の最大値を網掛け表示しています。

1 福祉に対する意識・関心について

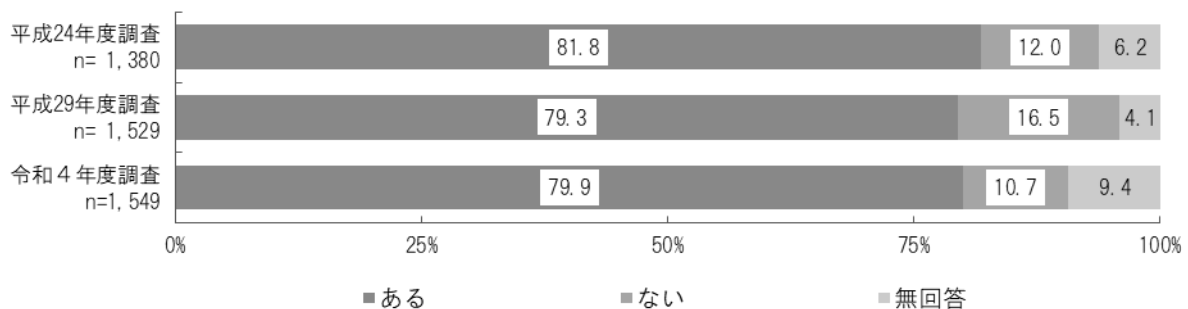
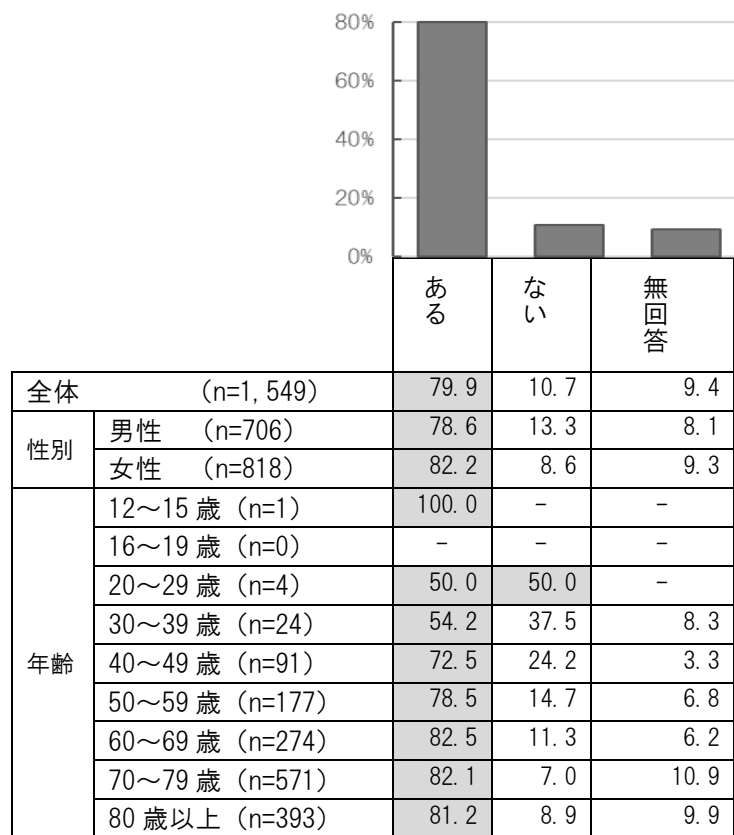
「福祉」への関心

「福祉」への関心の有無については、関心が「ある」の割合が79.9%、関心が「ない」の割合が10.7%となっています。

平成24（2012）年度調査、平成29（2017）年度調査と比較すると、関心が「ある」の割合は10年間で1.9ポイント減少しています。

年齢別にみると、60歳以上で福祉への関心の割合が高く、80%を超えています。

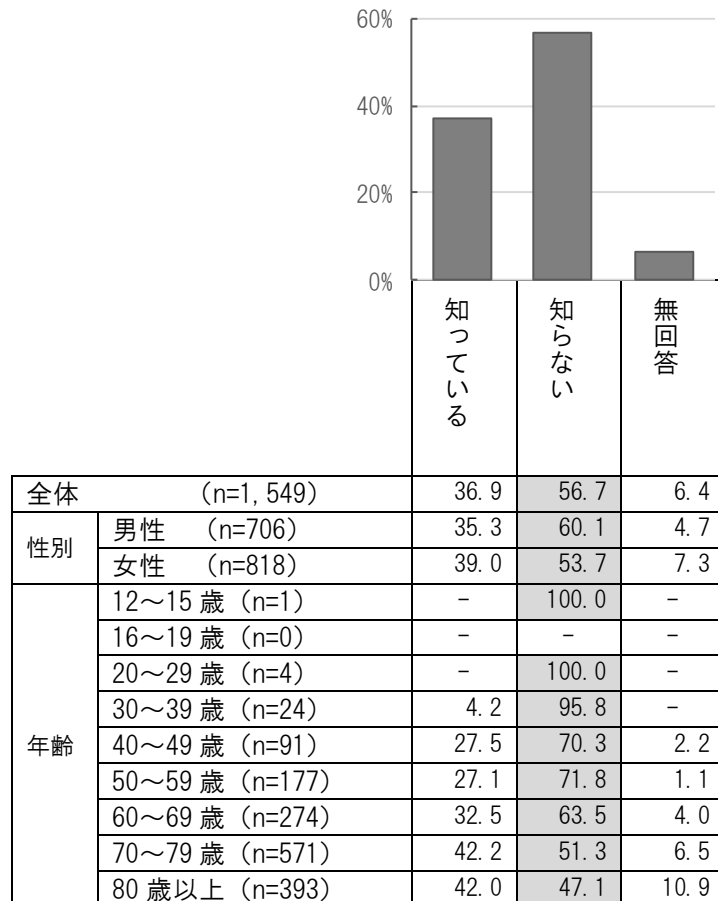
■ 福祉へ関心（全体・性別・年齢別）



地域福祉協議会の認知度

地域福祉協議会の認知度については「知っている」の割合が36.9%、「知らない」の割合が56.7%となっています。

年齢別にみると、すべての年齢で「知らない」の割合が高くなっています。



地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度については「知っている」の割合が50.5%と最も高く、次いで「名前だけは知っている」の割合が23.8%となっています。

年齢別にみると60歳以上で「知ってる」の割合が50.0%以上になっています。

		知っている	名前だけ 知っている	知らない	無回答
全体 (n=1,549)		50.5	23.8	22.4	3.4
性別	男性 (n=706)	43.5	26.8	27.5	2.3
	女性 (n=818)	57.5	21.4	18.1	3.1
年齢	12～15 歳 (n=1)	-	100.0	-	-
	16～19 歳 (n=0)	-	-	-	-
	20～29 歳 (n=4)	25.0	-	75.0	-
	30～39 歳 (n=24)	12.5	25.0	62.5	-
	40～49 歳 (n=91)	38.5	16.5	41.8	3.3
	50～59 歳 (n=177)	48.0	22.6	29.4	-
	60～69 歳 (n=274)	54.7	23.7	21.2	0.4
	70～79 歳 (n=571)	53.8	24.7	18.4	3.2
	80 歳以上 (n=393)	50.9	24.9	19.1	5.1

民生児童委員の認知度

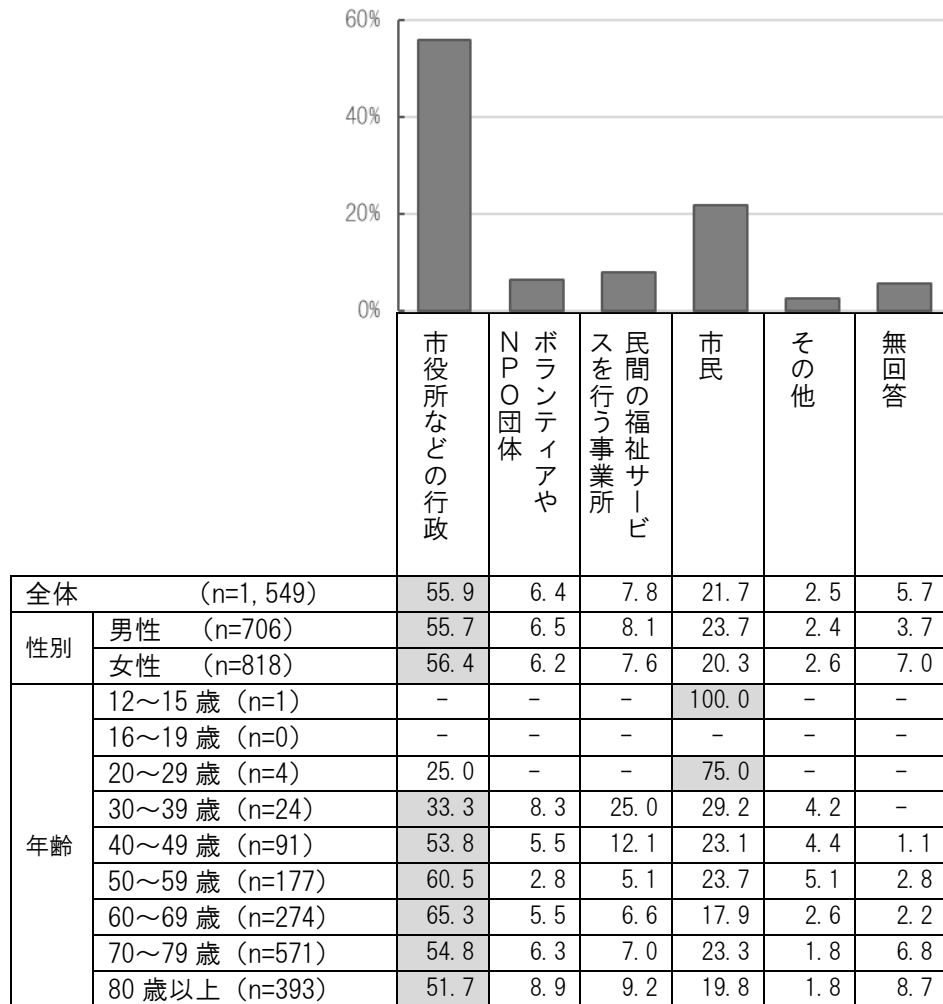
民生児童委員について「知っている」割合は 77.8%と最も高く、次いで「名前だけは知っている」の割合が 16.4%となっています。

年齢別にみると 20～29 歳で「知らない」の割合が 75.0%と最も高くなっています。

		知っている	名前だけ 知っている	知らない	無回答
全体 (n=1,549)		77.8	16.4	3.6	2.3
性別	男性 (n=706)	73.4	20.4	5.0	1.3
	女性 (n=818)	83.0	13.0	2.2	1.8
年齢	12～15 歳 (n=1)	-	100.0	-	-
	16～19 歳 (n=0)	-	-	-	-
	20～29 歳 (n=4)	25.0	-	75.0	-
	30～39 歳 (n=24)	37.5	29.2	33.3	-
	40～49 歳 (n=91)	59.3	29.7	8.8	2.2
	50～59 歳 (n=177)	75.1	20.9	4.0	-
	60～69 歳 (n=274)	80.7	17.5	1.1	0.7
	70～79 歳 (n=571)	83.0	14.0	1.2	1.8
	80 歳以上 (n=393)	79.1	13.5	4.6	2.8

福祉を支えていくもの

福祉を支えていくものについては、「市役所などの行政」の割合が55.9%と最も高く、次いで「市民」の割合が21.7%となっています。

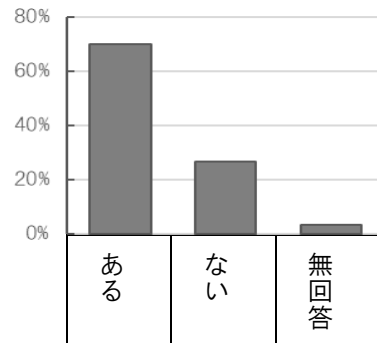


2 新型コロナウイルス感染症流行後の生活について

生活の変化

新型コロナウイルス感染症流行後の生活の変化について、「ある」の割合が 69.9%となっています。

変化については、「外出回数」の割合が 90.4%、「会話」の割合が 31.1%となっています。
年齢別にみても、すべての年齢で「外出回数」の割合が高くなっています。



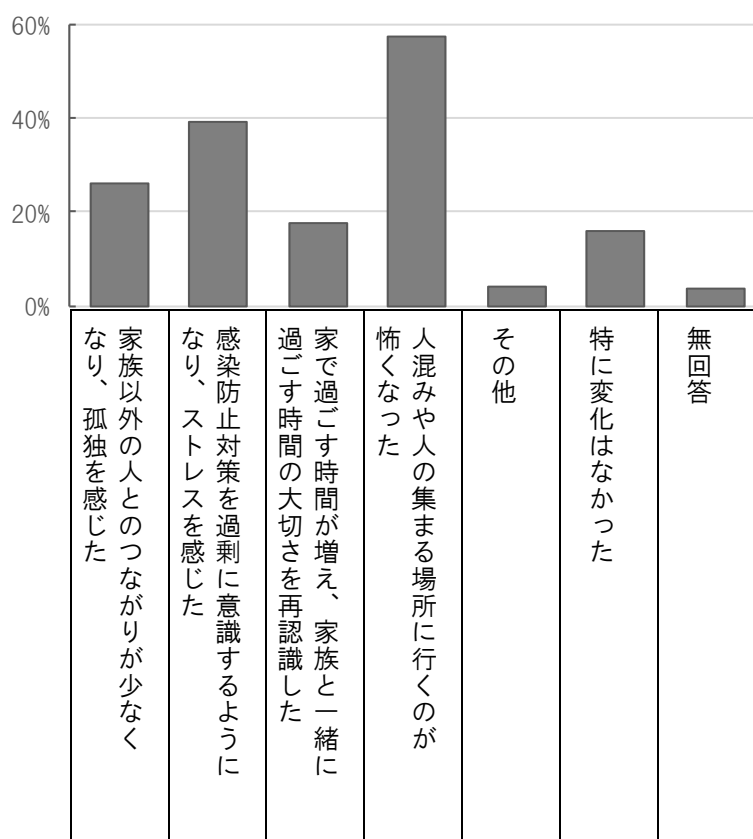
全体 (n=1,549)		ある	ない	無回答
性別	男性 (n=706)	67.4	30.0	2.5
	女性 (n=818)	72.4	24.1	3.5
年齢	12～15 歳 (n=1)	-	100.0	-
	16～19 歳 (n=0)	-	-	-
	20～29 歳 (n=4)	75.0	25.0	-
	30～39 歳 (n=24)	87.5	12.5	-
	40～49 歳 (n=91)	72.5	25.3	2.2
	50～59 歳 (n=177)	78.5	19.8	1.7
	60～69 歳 (n=274)	77.7	20.4	1.8
	70～79 歳 (n=571)	70.4	27.0	2.6
	80 歳以上 (n=393)	58.5	35.4	6.1

		外出回数	身体の不調	会話	趣味	生活リズム	地域活動	その他	無回答
全体 (n=1,082)		90.4	16.6	31.1	21.8	27.5	16.5	4.1	-
性別	男性 (n=476)	88.2	13.9	25.6	23.5	31.9	17.6	4.4	-
	女性 (n=592)	91.9	18.6	35.5	20.3	23.5	15.5	3.7	-
年齢	12～15 歳 (n=0)	-	-	-	-	-	-	-	-
	16～19 歳 (n=0)	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～29 歳 (n=3)	66.7	33.3	-	66.7	33.3	-	-	-
	30～39 歳 (n=21)	95.2	14.3	28.6	23.8	14.3	-	4.8	-
	40～49 歳 (n=66)	89.4	12.1	24.2	19.7	25.8	12.1	7.6	-
	50～59 歳 (n=139)	89.9	18.7	28.1	24.5	24.5	15.8	7.9	-
	60～69 歳 (n=213)	91.1	12.7	27.7	25.8	25.8	19.2	4.2	-
	70～79 歳 (n=402)	88.8	15.2	32.8	20.9	31.1	16.9	3.0	-
	80 歳以上 (n=230)	92.6	22.6	35.2	17.4	26.1	16.1	2.2	-

心情や考え方の変化

新型コロナウイルス感染症が流行してからの、心情や考え方の変化については、「人混みや人の集まる場所に行くのが怖くなった」の割合が57.8%、「感染防止対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」の割合が39.4%となっています。

年齢別にみると、40歳以上で「人混みや人の集まる場所に行くのが怖くなった」の割合が高くなっています。また、「感染防止対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」の割合も高い傾向にあります。



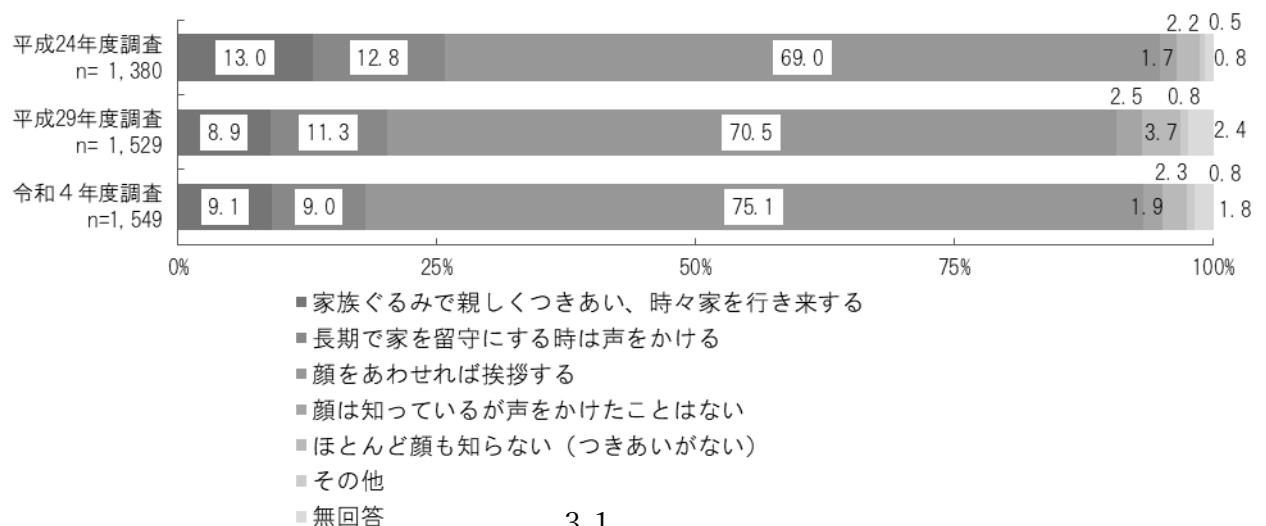
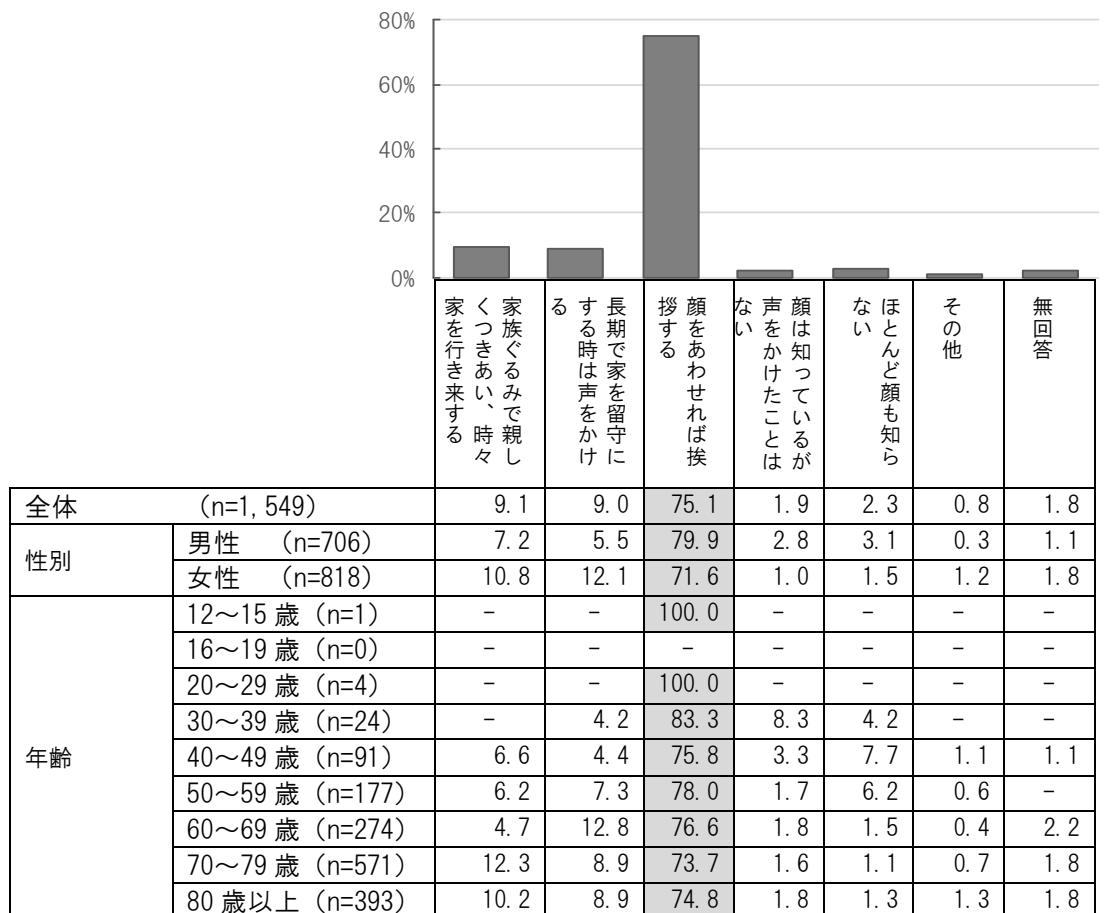
全体 (n=1,549)		26.1	39.4	17.8	57.8	4.0	15.9	3.7
性別	男性 (n=706)	22.0	38.0	18.6	55.1	3.4	18.6	2.5
	女性 (n=818)	30.1	40.7	17.5	60.5	4.4	13.9	4.3
年齢	12～15歳 (n=1)	-	-	100.0	-	-	-	-
	16～19歳 (n=0)	-	-	-	-	-	-	-
	20～29歳 (n=4)	25.0	-	25.0	-	-	50.0	-
	30～39歳 (n=24)	16.7	58.3	25.0	54.2	4.2	12.5	-
	40～49歳 (n=91)	20.9	40.7	12.1	51.6	6.6	18.7	2.2
	50～59歳 (n=177)	19.2	50.8	12.4	52.5	10.7	15.3	1.7
	60～69歳 (n=274)	21.2	42.7	16.1	63.1	4.4	12.0	2.2
	70～79歳 (n=571)	27.1	37.5	19.3	61.3	2.8	16.6	2.8
	80歳以上 (n=393)	33.3	34.4	20.1	55.0	1.8	17.3	6.9

3 地域社会（コミュニティ）について

近所づきあいの程度

近所づきあいの程度については、「顔をあわせれば挨拶する」の割合が75.1%と高くなっています。

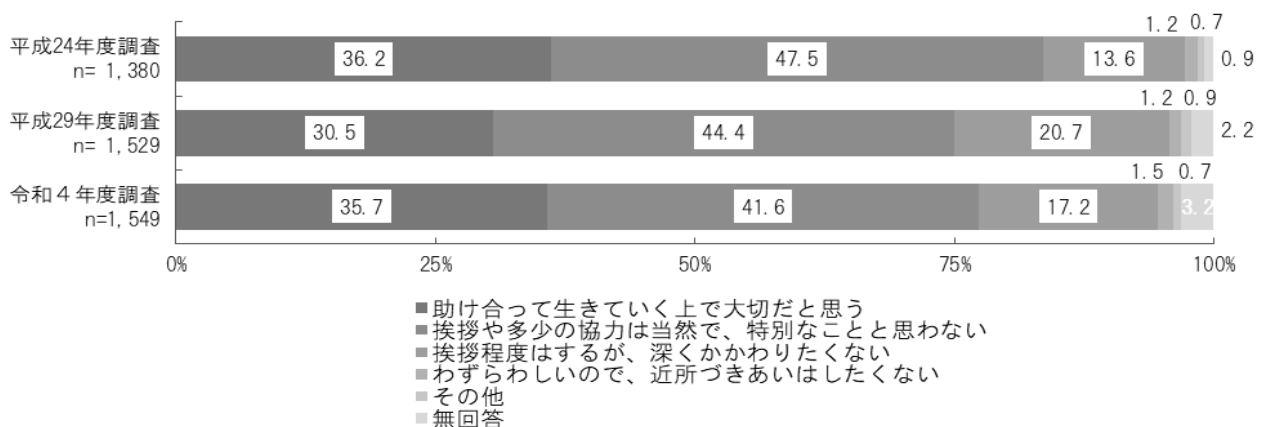
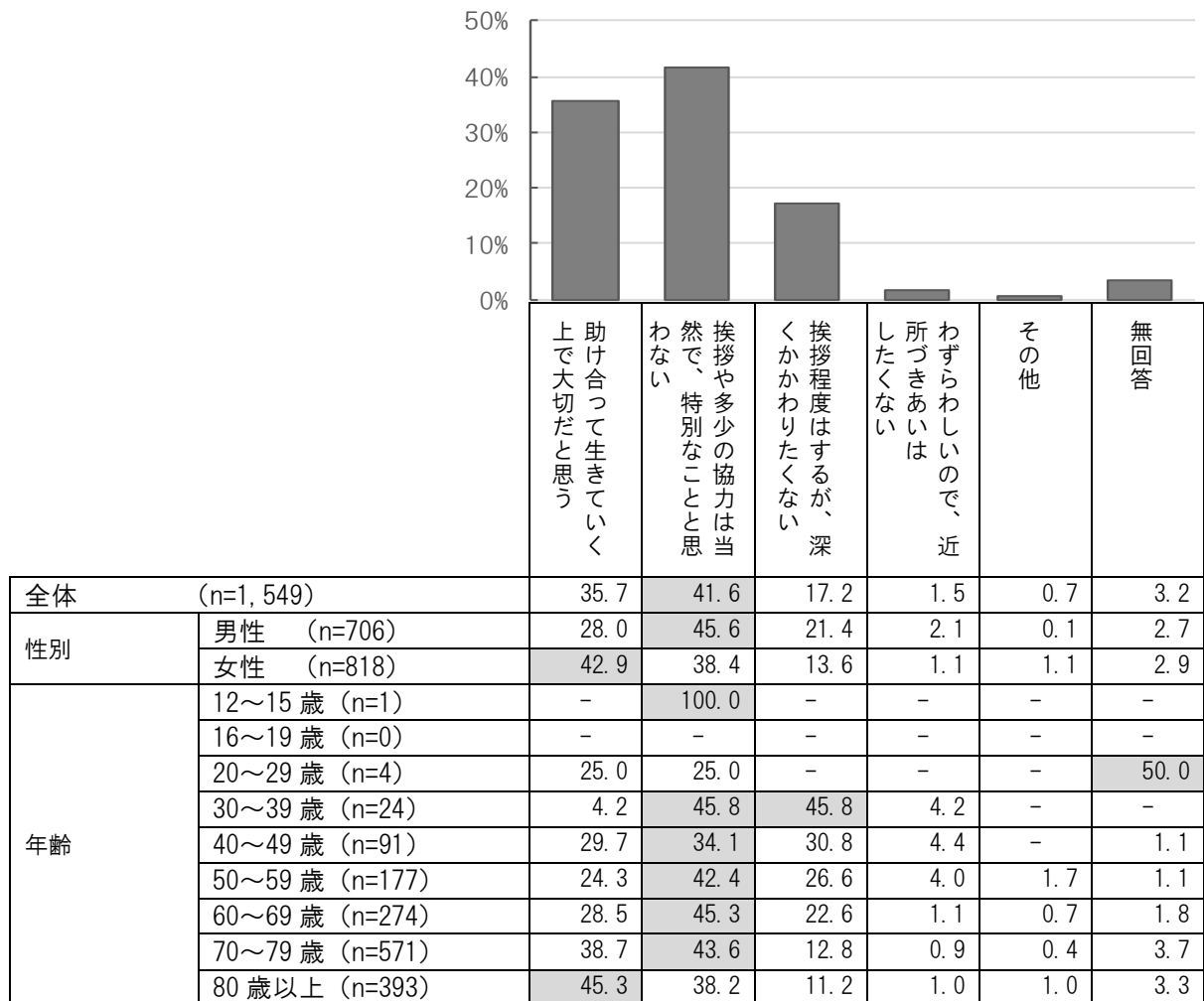
平成24（2012）調査、平成29（2017）年度調査と比較すると、「家族ぐるみで親しくつきあい、時々家を行き来する」の割合は10年間で3.9ポイント減少しています。一方、「顔は知っているが声をかけたことがない」「ほとんど知らない（つきあいがない）」の割合も微増しています。



普段の近所づきあい

普段の近所づきあいについて「挨拶や多少の協力は当然で、特別なことと思わない」の割合が41.6%と最も高く、次いで「助け合って生きていく上で大切だと思う」の割合が35.7%となっています。

平成24（2012）年度調査、令和4（2022）年度調査と比較すると、「助け合って生きていく上で大切だと思う」の割合は10年間で0.5ポイント減少しています。一方、「挨拶程度はするが、深くかわりたくない」の割合は10年間で3.6ポイント増加しています。

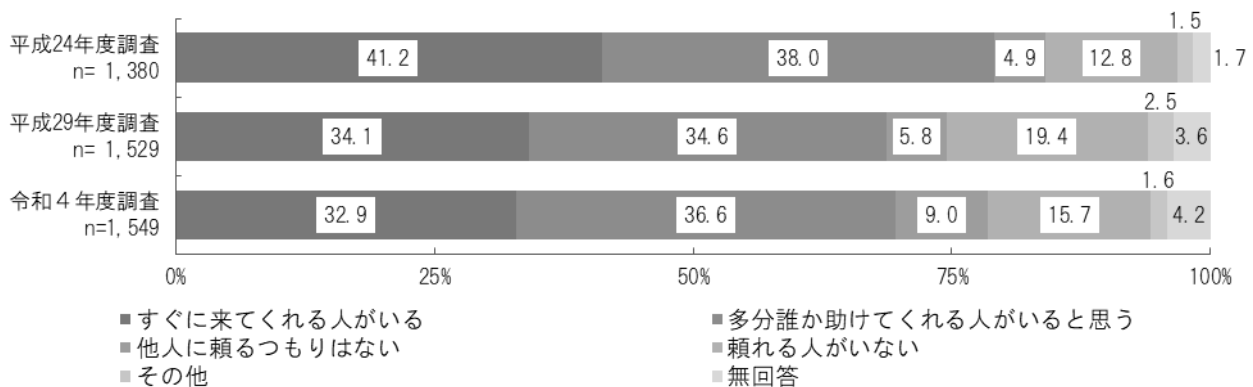
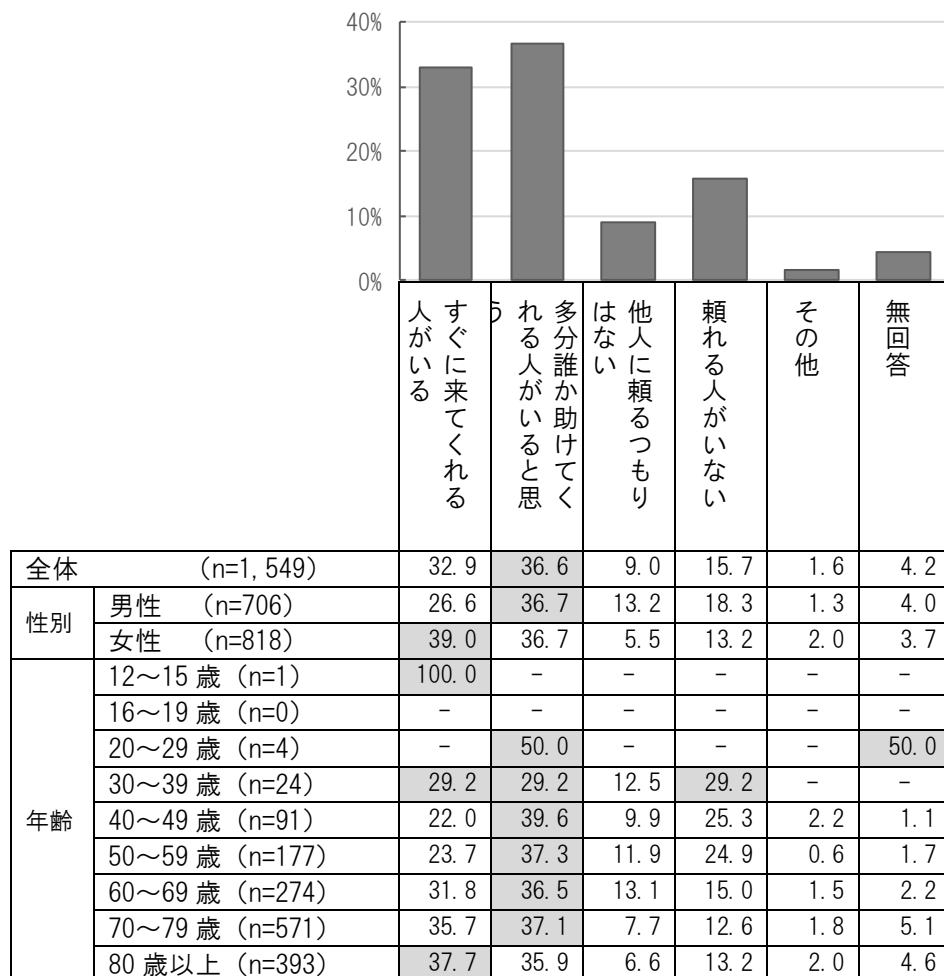


近所において頼れる人の有無

近所で頼れる人については「多分誰か助けてくれると思う」の割合が36.6%と最も高く、次いで「すぐに来てくれる人がいる」の割合が32.9%となっています。

年齢別にみると20～29歳で「多分誰か助けてくれると思う」の割合が50.0%と最も高くなっています。

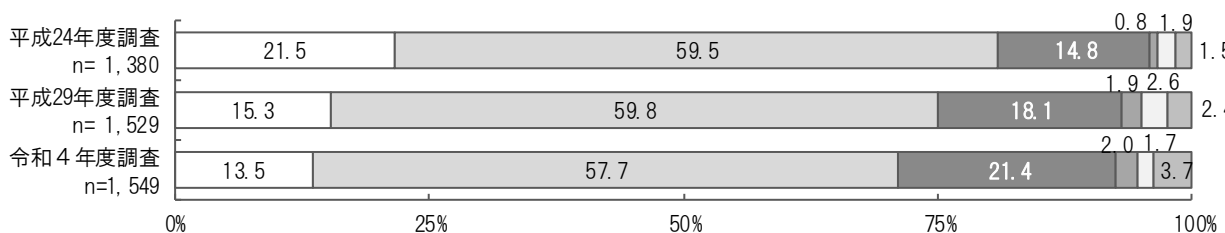
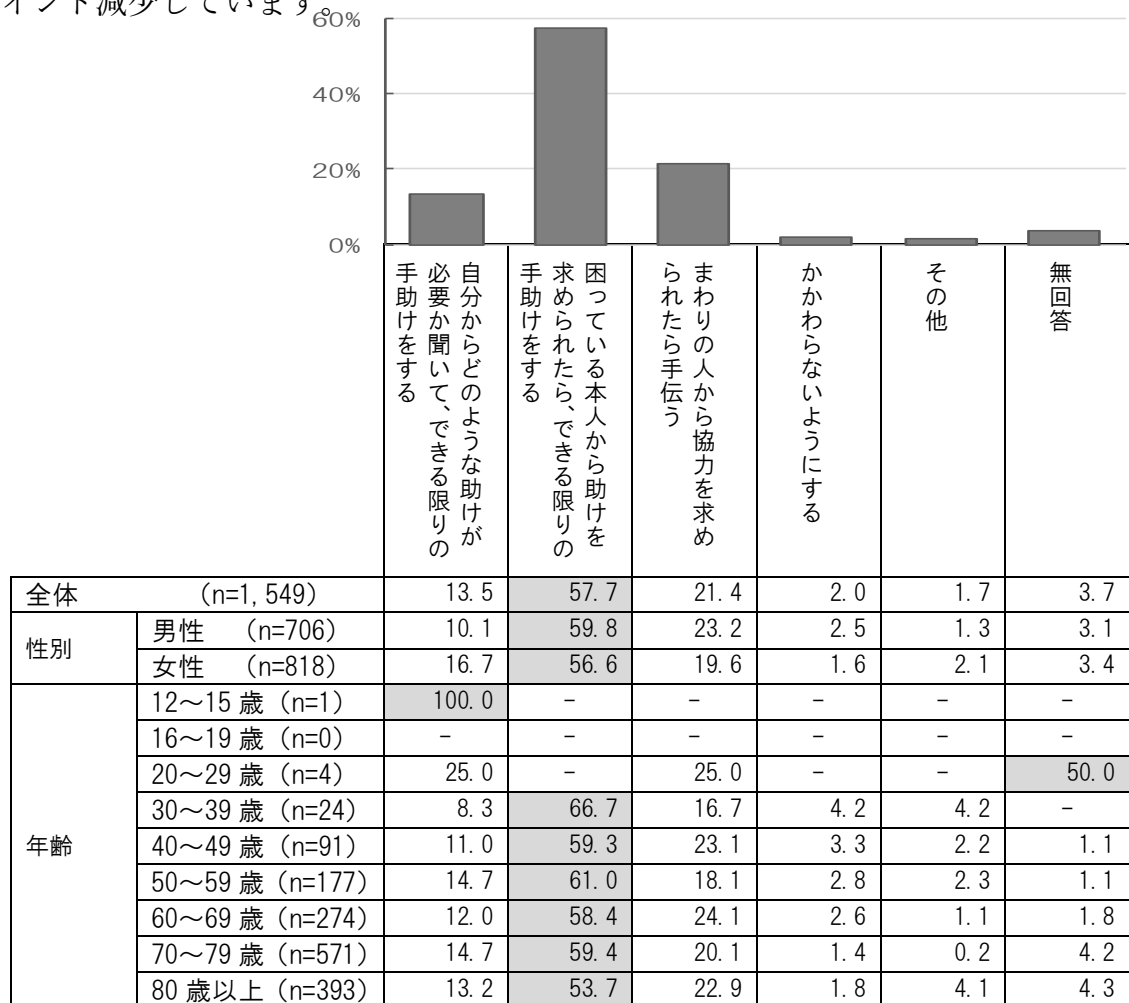
平成24（2012）年度調査と比較すると「すぐに来てくれる人がいる」の割合は10年間で8.3ポイント減少しています。平成24（2012）年度調査と比較すると「頼れる人がいない」の割合は10年間で2.9ポイント増加しています。



近所で困っている人がいた場合

近所で困っている人がいたら「困っている本人から助けを求められたら、できる限りの手助けをする」の割合が 57.7%と最も高く、次いで「まわりに人から協力を求められたら手伝う」の割合が 21.4%となっています。「手助けする」または「手伝う」の割合は、「自分からどんな助けが必要か聞いて、できる限りの手助けをする」と合わせると 92.6%となっています。

平成 24（2012）年度調査と比較すると「まわり人から協力を求められたら手伝う」の割合は 10 年間で 6.6 ポイント増加しています。平成 29（2017）年度調査と比較すると「自分からどんな助けが必要か聞いて、できる限りの手助けをする」の割合は 5 年間で 1.8 ポイント減少しています。

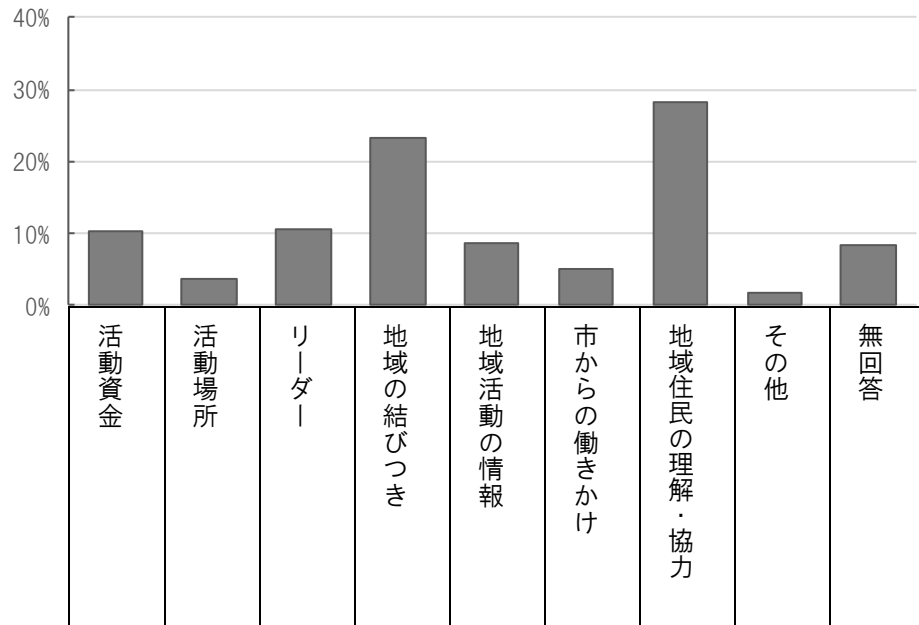


- 自分からどのような助けが必要か聞いて、できる限りの手助けをする
- 困っている本人から助けを求められたら、できる限りの手助けをする
- まわりの人から協力を求められたら手伝う
- かかわらないようにする
- その他
- 無回答

地域活動を活発にさせるために重要なこと

地域活動が活発になるために一番大切だと思うものについては、「地域住民の理解・協力」の割合が28.1%、「地域の結びつき」の割合が23.2%となっています。

年齢別にみると、すべての年齢で「地域住民の理解・協力」「地域の結びつき」の割合が高くなっています。



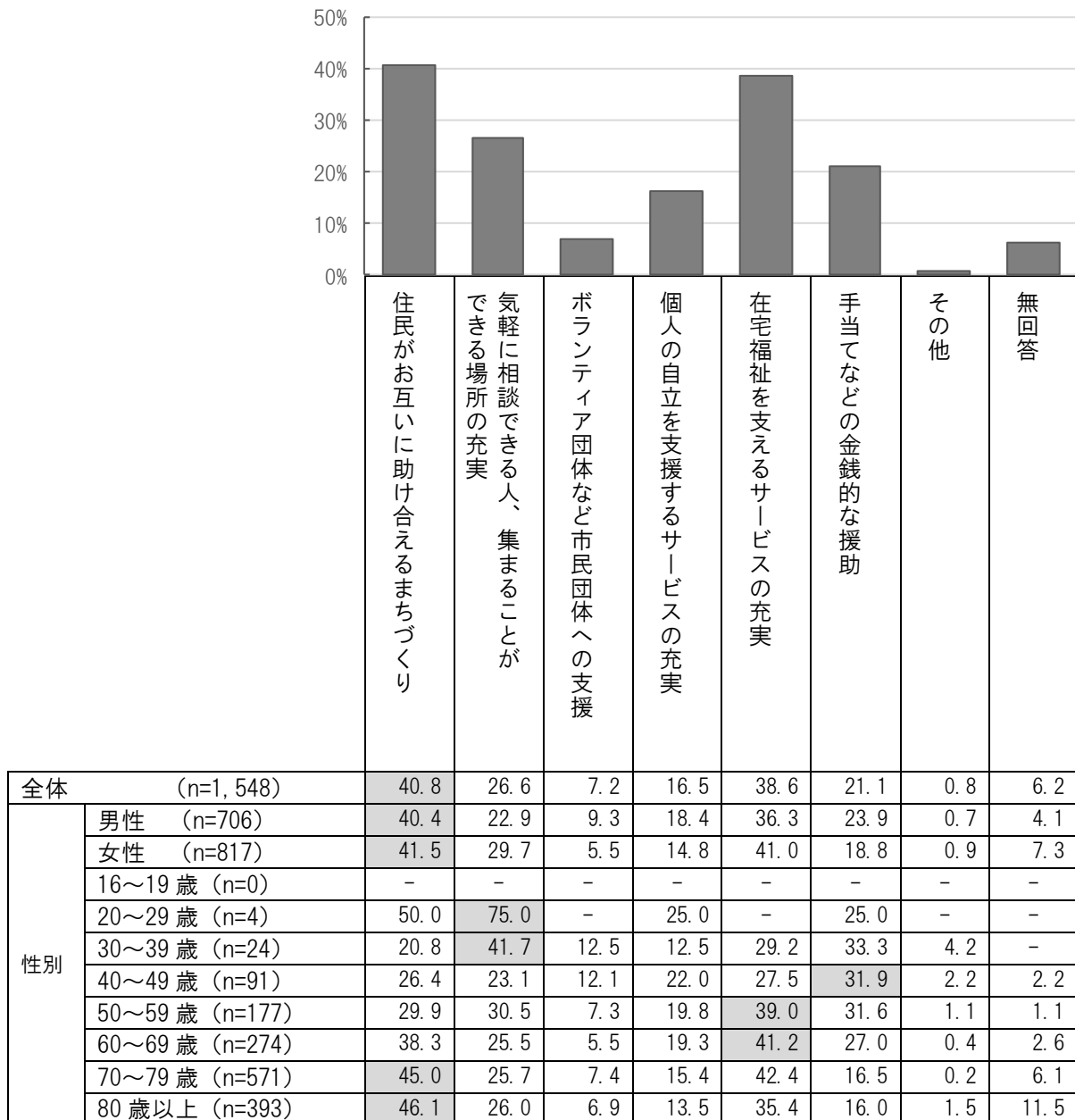
全体 (n=1,549)		10.4	3.7	10.5	23.2	8.6	5.2	28.1	1.9	8.4
性別	男性 (n=706)	13.9	3.3	12.7	23.1	8.2	5.5	26.5	2.1	4.7
	女性 (n=818)	7.3	4.3	8.3	23.7	8.8	4.8	30.2	1.6	11.0
年齢	12～15 歳 (n=1)	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
	16～19 歳 (n=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～29 歳 (n=4)	25.0	-	25.0	50.0	-	-	-	-	-
	30～39 歳 (n=24)	16.7	8.3	-	16.7	25.0	-	33.3	-	-
	40～49 歳 (n=91)	18.7	1.1	9.9	23.1	7.7	9.9	27.5	-	2.2
	50～59 歳 (n=177)	11.3	2.8	10.2	21.5	9.0	6.8	32.8	2.3	3.4
	60～69 歳 (n=274)	12.8	3.3	10.9	23.0	9.5	4.4	30.7	2.2	3.3
	70～79 歳 (n=571)	7.7	4.4	9.8	26.1	9.1	3.9	29.8	1.4	7.9
	80 歳以上 (n=393)	9.7	4.1	11.7	20.9	6.6	5.9	22.6	2.8	15.8

4 住みやすいまちづくりについて

多治見市における福祉の重点項目

多治見市の福祉の重点項目について「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が40.8%と最も高く、次いで「在宅福祉を支えるサービスの充実」の割合が38.6%、「気軽に相談できる人、集まれる場所」の割合が26.6%となっています。

年齢別にみると20歳代、30歳代で「気軽に相談できる人、集まることができる場所の充実」の割合が40.0%以上となっています。



第3章 地域福祉の推進に関する事項



第3章

地域福祉の推進に関する事項

3-1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(社会福祉法第107条第1項第1号)

障がい、介護、子育て等、各分野で制度的な対応を進めていくことは必要ですが、制度の充実だけでは、必ずしも安心して健やかな生活を築くことができません。

そこで、地域の課題や資源の状況に応じ、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果や効率を高めることを目指します。

取組名	取組内容	担当課
1 関係機関、関係部署による情報共有と連携		
①相談窓口の連携	◇相談内容に応じ、関係部署の担当者が複数で相談を実施 ◇関係部署間での情報の共有	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課 保健センター 教育相談室
②地域共生社会の実現	◇「縦割り」サービスから「丸ごと」サービスへの転換につながる支援 ◇高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の連携体制の強化	高齢福祉課 福祉課 子ども支援課
③こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	◇支援の必要な家庭を把握し、ケース会議への報告の確認 ◇合同ケース会議で支援方針の決定 ◇サポートプランの作成	子ども支援課 保健センター 教育相談室

2 個々の状況に応じた権利擁護の利用促進		
①障がい者の権利擁護の推進	◇成年後見制度等の周知啓発 ◇成年後見制度等に係る相談実施	福祉課
②認知症等高齢者の権利擁護の推進	◇成年後見制度利用支援事業の実施 ◇障がい者・高齢者の権利擁護のための普及啓発	高齢福祉課
3 地域における安全確保の推進		
①避難行動要支援者の避難支援の充実	◇避難行動要支援者名簿の更新・活用 ◇避難行動要支援者への普及啓発 ◇個別避難計画の作成	福祉課 高齢福祉課 企画防災課
②福祉避難所利用者マニュアルの整備及び福祉避難所開設訓練の実施	◇福祉避難所利用者マニュアルの整備 ◇福祉避難所開設訓練の実施	福祉課 高齢福祉課 企画防災課
4 地域における見守り活動の推進		
①障がい者、高齢者が安心して生活するための関係機関との連携	◇支援関係者への情報提供等 ◇孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊との連携	福祉課 高齢福祉課
②親と子が安心して生活するための見守り活動の推進	◇母子保健推進員による赤ちゃん訪問等	保健センター

3-2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項(社会福祉法第107条第1項第2号)

地域において住民が福祉サービスを正しく選択し、適切に利用するため、それにつながる適切な情報と包括的な支援を提供します。

取組名	取組内容	担当課
1 民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センターとの連携		
①民生委員・児童委員、福祉委員との連携	◇民生児童委員協議会へ障がい者福祉サービス等の周知 ◇福祉委員との連携	福祉課
	◇民生委員・児童委員からの情報に基づいた適切な関係機関との連携	高齢福祉課
②地域包括支援センターの運営	◇総合相談窓口の周知 ◇適切な支援につなげる関係機関との連携 ◇各中学校下に1か所「包括支援センター」を設置し、相談(来所・訪問)への対応	高齢福祉課
2 様々な方法による福祉・保健に関する情報提供	◇広報紙、ラジオ、ホームページ、たじみのふくし、暮らしの便利帳等による情報提供	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課 保健センター 秘書広報課
3 自殺対策に関する啓発と周知	◇広報紙等によるこころの相談窓口等の情報提供、こころの体温計の周知	保健センター

3-3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項(社会福祉法第107条第1項第3号)

複雑多様化した地域生活課題[※]に対応するためには、社会福祉を目的とする多様なサービスが健全に発達することが重要であるため、多様なサービスの活性化や協働を図ります。

※地域生活課題：福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(社会福祉法第4条第2項)

取組名		取組内容	担当課
1	地域自立支援協議会を通じた、事業者による適切な事業の取組	◇地域自立支援協議会の開催 ◇相談支援に係る専門部会の開催	福祉課
2	社会福祉法人の地域公益取組の推進	◇指導監査を通じた社会福祉法人による地域公益取組への助言	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課

3-4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項(社会福祉法第107条第1項第4号)

福祉は行政だけが行うものではなく、地域住民が連携して行うことが重要です。

このため、地域住民が福祉活動に主体的に参加することができるよう、担い手の育成や確保、情報提供を行います。

取組名	取組内容	担当課
1 福祉教育の推進		
①福祉教育読本を利用して小学校、中学校での福祉教育の推進	◇福祉教育読本(小学生用・中学生用)の活用促進	福祉課 教育研究所
②社会福祉協議会と連携した児童生徒の福祉体験学習の実施	◇ボランティア体験講座の開催	子ども支援課
③幼稚園・保育園、小・中学校と地域の福祉施設との交流	◇グループホーム、デイサービス、児童館等との交流事業の実施	子ども支援課 教育研究所
2 地域福祉の将来の担い手の育成		
①企画段階から子どもが参画する事業の実施	◇児童館・児童センター、公民館での事業の実施	子ども支援課 文化スポーツ課
②地域行事等での子どもによるボランティア活動及び主体的参画の推進	◇地域でのボランティア活動の実施及び公民館活動、祭り等への参画	教育推進課 文化スポーツ課

3	ボランティア団体、NPO法人等との活動連携の推進	◇市民活動交流支援センターと社会福祉協議会とで連携し、随時情報共有の実施 ◇活動提案や団体マッチング、団体同士の交流機会の確保 ◇各種助成金やNPO主催イベント等の情報提供 ◇活動連携促進に向けた講演会の開催	くらし人権課
4	地域福祉に関する活動を行う機関等の周知	◇地域福祉協議会等の地域生活課題を相談する機関の周知	福祉課

3-5 地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第1号)

一部の特定の人が地域づくりを行うのではなく、身近な圏域において、地域住民が地域生活課題を自らの問題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、様々な人や機関に働きかけを行い、以下に掲げる取組を実施します。

ア 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

イ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

ウ 地域住民等に対する研修の実施

取組名		取組内容	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会運営支援事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援	◇既存5地域力組織（根本・笠原・小泉・滝呂・ホワイトタウン）の情報交換の場の提供 ◇各地域力の現状と課題を把握し、地域力補助金の活用促進 ◇地域力向上推進プロジェクトチーム会議を開催し、補助金審査と新規起ち上げ団体への支援	くらし人権課
3	サロン等集いの場への支援・展開	◇高齢者集いの場への活動費の助成・備品整備 ◇身近なサロン等集いの場づくりの活動支援 ◇集いの場が開催される集会所の設備などの改修費用の補助	高齢福祉課

4 地域福祉を担う地域住民の育成		
①認知症に対する理解と啓発	◇認知症理解の促進のための情報発信 ◇認知症予防講座の開催 ◇認知症サポーターの養成	高齢福祉課
②地域の健康増進活動の支援	◇地域での健康づくり活動の推進	保健センター
③小地域での福祉活動支援	◇助け合い・見守り支援活動活性化事業の実施	福祉課
④自殺対策を支える人財の育成	◇ゲートキーパー研修の実施	保健センター

3-6 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第2号)

地域活動を通して把握された地域生活課題に関する相談について、包括的に受けとめ、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制を整備します。

取組名		取組内容	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援<再掲>	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会運営支援事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援<再掲>	◇既存5地域力組織の情報交換の場の提供 ◇各地域力の現状と課題を把握し、地域力補助金の活用促進 ◇地域力向上推進プロジェクトチーム会議を開催	くらし人権課

3-7 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第3号)

身近な圏域にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備します。

市の取組	実施事業	担当課
1 個別ケースに係る関係機関との連携		
①障害福祉サービスに係る関係機関との連携	◇ケース会議の開催 ◇社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施	福祉課
②地域ケア会議の推進・活用	◇個別ケースについて専門職を含めた関係機関と情報共有 ◇地域課題の把握と整理 ◇課題の解決に向けた対応策を関係機関と連携	高齢福祉課
2 生活困窮者自立支援の推進		
①支援調整会議の開催	◇月1回、関係機関で支援調整会議を開催。支援対象者の処遇検討、支援方針を決定	福祉課
②参加支援体制の構築	◇生活困窮者等の社会参加促進のため、就労訓練先となる協力企業の開拓、ひきこもり等の相談会の開催	
③生活困窮者のための居場所づくり	◇人間関係の構築に難しさを感じている者への居場所づくりの提供、新たな居場所としての拠点づくり	

3 生活支援・介護予防の体制整備			
	①生活支援サービスの整備	◇住民主体による生活支援サービス運営を支援 ◇住民主体サービス実施団体と連携し、サービスの定着化	高齢福祉課
	②医療・介護関係者の連携	◇医療・介護連携の相談窓口を設置 ◇医療・介護関係者間での情報連携支援	
4	利用者支援事業(子育てコーディネーター事業)の実施	◇ネットワーク協議会の開催	子ども支援課

3-8 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の4)

介護、障がい、困窮などそれぞれの分野での支援体制では解決が難しいヤングケアラー・8050問題等の複雑化・複合化したケースが増加しています。こうした困難ケースに対応できるよう、重層的支援体制を整備し、以下に掲げる取組みを実施します。

ア 属性を問わない相談支援体制の整備

イ 参加支援

ウ 地域づくりに向けた支援

市の取組	実施事業	担当課
1 属性を問わない相談支援		
①包括的相談支援事業	◇【高齢者】地域包括支援センター運営事業 ◇【障害】相談支援事業 ◇【子ども】利用者支援事業 ◇【困窮】生活困窮者自立支援事業	高齢福祉課 福祉課 子ども支援課
②多機関協働事業	◇重層的支援会議の開催 ◇個別支援会議の開催 ◇セーフティーネット構築会議の開催	福祉課
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	◇アウトリーチ支援員を配置して、継続的な支援を通じた後、専門職や支援機関へのつなぎを実施	福祉課
2 参加支援	参加支援事業 ◇居場所や就労体験の場の構築 ◇地域の社会資源の見える化 ◇地域の団体や企業への協力依頼 ◇関係者のネットワーク化	福祉課

市の取組	実施事業	担当課
3 地域づくり支援		
①地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援<再掲>	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
②地域力向上推進会議の支援<再掲>	◇根本地域、笠原地域、小泉地域、滝呂地域、脇之島地域で進められている地域力向上推進会議の活動支援	くらし人権課
4 新たな社会資源の開発	◇地域ニーズに対応するための生活支援サービス（買い物や移動等）や居場所（拠点）づくりに対する支援 ◇応益負担を求める有償ボランティア等も含めた将来に向けた生活支援サービスの在り方検討	福祉課

資 料 編



資料1 多治見市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 14 年告示第 151 号)

(設置)

第 1 条 多治見市地域福祉計画の策定及び多治見市福祉基本条例(平成 15 年条例第 39 号。以下「条例」という。)の改正に当たり、必要な事項について審議を行うため、多治見市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 地域における社会福祉の現状と課題に関すること。
- (2) 多治見市地域福祉計画(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する本市の市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。)の策定に関すること。
- (3) 条例の改正(軽微な改正は除く。)に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉サービスを利用する者 6 人以内
- (2) 市民代表 4 人以内
- (3) 地域福祉活動を支援する団体に所属する者 4 人以内
- (4) 福祉関連の業務に従事する者 1 人
- (5) 識見を有する者 3 人以内
- (6) 市職員 2 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、多治見市地域福祉計画の策定をもって終了するものとする。ただし、第 2 条第 3 号に関する事項について審議を行うため委員を委嘱し、又は任命した場合については、条例の改正をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(分科会)

第 7 条 委員会に、第 2 条第 3 号に掲げる事項について専門的に審議するため、分科会を置く。

2 分科会会員は、委員のうち、福祉サービスを利用する者 4 人以内、市民代表 2 人以内、

地域福祉活動を支援する団体に所属する者 2 人以内及び識見を有する者 1 人をもって充てる。

3 分科会の座長は、分科会会員のうちから互選する。

4 座長は、分科会の会務を総理し、会を代表する。

5 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する分科会会員がその職務を代理する。

6 分科会は、座長が必要に応じ招集するものとする。

7 座長は、必要があると認めるときは、分科会会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成 14 年 9 月 4 日から施行する。

資料2 多治見市地域福祉計画策定員会開催経過

令和 4 年度

	開催日	議 題
第 1 回	9 月 29 日	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 地域福祉計画の概要説明について (3) 計画策定の進め方及びスケジュールについて (4) 地域福祉計画見直しにかかる市民意識調査について
第 2 回	10 月 27 日	(1) 地域福祉計画見直しにかかる市民意識調査について

令和 5 年度

	開催日	議 題
第 3 回	7 月 19 日	(1) 地域福祉計画見直しにかかる市民意識調査結果について (2) 第 5 期多治見市地域福祉計画骨子について
第 4 回	10 月 24 日	(1) 地域福祉計画に関係する各計画の進捗状況について (2) 重層的支援体制の整備に関する事業について
第 5 回	12 月 21 日	(1) 地域福祉に関する多治見市の現状について (2) 地域福祉の推進に関する事項について

資料3 多治見市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
安 藤 秀 章	岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部	委員長 1号委員
西 田 葉 子	岐阜県自閉症協会多治見市ブロック	1号委員
加 藤 孝 春	多治見市悠光クラブ連合会	1号委員
柴 田 勇 夫	多治見地区手をつなぐ親の会	副委員長 1号委員
井奈波 文治 (令和4年度)	多治見市区長会	2号委員
塚 本 邦 夫 (令和5年度)		
高 木 浩 二	多治見市社会福祉協議会	3号委員
高 橋 重 久	根本校区地域福祉協議会 (ふれあい根本)	3号委員
竹 内 恒 夫	健康づくり推進員	3号委員
星 野 保 隆	多治見市民生児童委員協議会	3号委員
山 田 隆 司	特定非営利活動法人東濃成年後見センター	4号委員
布 村 由 樹	多治見警察署	5号委員
野々垣 直美	岐阜県東濃保健所	5号委員
澤 田 誠 代 (令和4年度)	多治見市市民健康部	6号委員
伊 藤 香 代 (令和5年度)		
加 藤 泰 治	多治見市福祉部	6号委員

※備考欄に掲げる○号委員とは、多治見市地域福祉計画策定委員会設置要綱第3条第2項各号に掲げる委員を指す。

資料4 多治見市福祉基本条例

(平成15年条例第39号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉（第8条—第14条）

第2節 市民活動の促進（第15条—第18条）

第3節 サービスの利用促進（第19条—第23条）

第4節 生活環境の整備（第24条—第27条）

第3章 健康・福祉施策基本方針（第28条—第32条）

第4章 地域福祉計画（第33条・第34条）

第5章 雑則（第35条）

附則

市民一人ひとりがその人らしい生き方をその人の意思によって選択し決定できる社会の実現こそ、私たちが目標とする社会福祉の姿です。

そこで、私たち多治見市民は、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、子どもから高齢者まで、女性も男性も、障害の有無にかかわらず、いつまでも安心して幸せに暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりを進めます。

福祉のまちづくりは、市民、事業者と市が地域社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、協働して、人づくり、しくみづくり、社会基盤づくりを行う地域福祉活動を通じてなされるものであり、その実現に取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、基本理念を確立し、市民、事業者と市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内で生活している人（市内で就業、就学している人を含みます。）をいいます。

2 この条例において「事業者」とは、市内で事業を営む人（次項の社会福祉事業者を含みます。）をいいます。

3 この条例において「社会福祉事業者」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業や社会福祉の増進を目的に、計画に基づいて継続、反復する事業（以下「社会福祉事業」といいます。）を行う人をいいます。

4 この条例において「障害者」とは、障害等があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当の制限を受ける人をいいます。

5 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等

日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいいます。

（基本理念）

第3条 福祉のまちづくりでは、次のような社会の実現を目指すことを基本理念とします。

- （1） すべての市民が個人として尊重される社会
- （2） すべての市民が偏見を持たず、差別しない、差別されない社会
- （3） すべての市民が生きがいを持てる社会
- （4） すべての市民が健やかに暮らせる社会
- （5） すべての市民が地域で生活し続けることができる社会
- （6） すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- （7） すべての市民が安心して生活できる社会
- （8） すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会

（市民の責務）

第4条 市民は、地域社会において、自らの能力を活用し、自立し、相互に尊重し合い、福祉のまちづくりの推進に努めます。

2 市民は、高齢者、障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、高齢者、障害者等が安心して生活するために協力するよう努めます。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として果たすべき役割を認識し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めます。

2 事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援に努めます。

（市の責務）

第6条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務があります。

2 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、福祉のまちづくりの条件の整備に努めます。

（総合的な推進）

第7条 市民、事業者と市は、それぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりを推進します。

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

（地域福祉の啓発）

第8条 市は、市民と事業者が地域福祉に関する正しい知識を深め、地域福祉活動に積極的に参加しようとする意欲を高めるために必要な施策を実施します。

（権利の尊重と擁護）

第9条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を尊重します。

2 市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を擁護するため、社会福祉事業者や関係機関と連携しながら適切な援助を行います。

（福祉学習、教育の推進）

第10条 市民は、生涯にわたって福祉に対する正しい知識を得るよう、自主的な学習に努めます。

2 市は、市民が福祉に対する正しい知識を得るとともに、高齢者、障害者等をはじめ市民相互に対する理解と思いやりを持つことができるよう、社会福祉事業者、教育機関等と協力し、福祉教育の推進に努めます。

（人材育成）

第11条 社会福祉事業者と市は、市民と協働して、地域福祉活動を継続的に行うことができるよう、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

2 社会福祉事業者と市は、社会福祉事業に携わる人材を確保するとともに、その資質の向上に努めます。

(情報の提供)

第12条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、分かりやすい情報の伝達に努めます。

2 社会福祉事業者と市は、市民が適切にサービスを選択できるよう、市民への適正な福祉サービス情報の提供に努めます。

3 市は、地域福祉に関する情報を収集、調査研究し、その情報を市民と事業者に積極的に提供するとともに、高齢者、障害者等が社会参加できるよう、情報伝達手段の充実に努めます。

(就労の確保と就労支援)

第13条 事業者は、高齢者、障害者等に対し、就労の機会の提供と雇用環境の整備に努めます。

2 市は、事業者に対し、高齢者、障害者等の就労を確保するため、広報、啓発等必要な施策を実施します。

3 市は、高齢者、障害者等に対し、就労支援を行います。

(安全な生活の確保)

第14条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、防災、防犯と交通の安全の確保に関し、相互に協力します。

第2節 市民活動の促進

(自主的な市民活動)

第15条 市民、事業者と市は、地域福祉に関する自主的な市民活動を円滑に進めるため、相互に協力します。

(交流の機会の確保)

第16条 市民、事業者と市は、地域での、市民の地域福祉を進める上での相互理解を促進するため、交流の機会の確保に努めます。

(施設の提供)

第17条 事業者と市は、自らが所有し、又は管理する施設を地域福祉の推進のため利用できるよう努めます。

(ボランティア活動等への支援)

第18条 市民と事業者は、自らの意思に基づいて、地域福祉に関するボランティア活動(以下「ボランティア活動」といいます。)に参加します。

2 事業者は、雇用している人が、積極的にボランティア活動に参加することができるよう支援に努めます。

3 市は、市民と事業者によるボランティア活動その他の市民活動を促進するために、必要な支援を行います。

第3節 サービスの利用促進

(サービス提供の原則)

第19条 社会福祉事業者、市と関係機関は、福祉サービスの利用促進を図るため、相互に連携し、サービスを充実させるとともに、その質を向上させるよう努めます。

(相談支援体制の整備)

第20条 社会福祉事業者と市は、市民の相談に対し、迅速、的確かつ総合的に対処する

ために、相談支援体制の整備を図ります。

（サービス評価と苦情解決）

第21条 社会福祉事業者と市は、市民が福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス評価と苦情を解決する体制の整備に努めます。

（高齢者、障害者等の把握、対応）

第22条 高齢者、障害者等は、自らの情報を自主的に提供し、地域福祉活動に役立てるよう努めます。

2 市民は、地域において、高齢者、障害者等を把握し、市民相互で助け合うよう努めます。

3 事業者は、市民の高齢者、障害者等に対する支援活動に協力します。

4 市は、市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努め、市民の支援活動を支えるとともに、必要なサービスの提供を行います。

（社会福祉事業者の責務）

第23条 社会福祉事業者は、社会福祉の担い手としての責任を認識し、市民と市と協力して、地域福祉の推進に努めます。

2 社会福祉事業者は、利用者や利用者の家族が社会福祉事業者と対等な立場に立ってサービスを受けられるよう努めます。

第4節 生活環境の整備

（施設の利用と整備）

第24条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が公共的施設（公共施設をはじめ不特定多数の人が利用する施設をいいます。以下同じです。）を安心して利用できるように協力します。

2 市は、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるよう、福祉環境整備指針（以下「指針」といいます。）を定め、遵守します。

3 公共的施設を所有し、又は管理する事業者は、指針を遵守するよう努めます。

（公共交通車両等整備）

第25条 公共交通車両等を所有し、又は管理する人は、当該公共交通車両等を高齢者、障害者等が安心して利用できるよう整備に努めます。

（移動の確保）

第26条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、移動の支援と手段の提供に努めます。

2 市は、高齢者、障害者等の移動の手段を確保するよう努めます。

（住宅の整備）

第27条 市民は、将来にわたって安心して生活できるよう、所有する住宅の整備に努めます。

2 住宅を供給する人は、高齢者、障害者等が安心して利用できる住宅の整備に努めます。

3 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、住宅の整備に関する基準を定め、その基準に沿った住宅の普及に努めます。

第3章 健康・福祉施策基本方針

（高齢者福祉）

第28条 高齢者福祉施策は、次の基本方針により実施します。

（1）高齢者は、生きがいを持ち、自ら心身の健康づくりに努めます。

（2）社会福祉事業者は、高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、必要なサービス

を提供するとともに、その質の向上に努めます。

- (3) 市は、高齢者が生きがいを持ち、心身共に健康で質の高い生活ができるよう支援します。

(障害者福祉)

第29条 障害者福祉施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 障害者は、自立し、自らの持つ能力を発揮して、自分らしく生活するよう努めます。
- (2) 事業者は、障害者の社会参加を促進するよう努めます。
- (3) 市は、障害者が平等にあらゆる分野への参加ができ、自分らしく生活できるよう支援します。

(子どもの福祉)

第30条 子どもの福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 子どもは、生きる力をつけ、自ら成長するよう努めます。
- (2) 子どもの保護者は、その養育する子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援と家庭教育に努めます。
- (3) 市民、事業者と市は、子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援、子育ての支援と母性の保護に努めます。

(ひとり親、女性の福祉)

第31条 ひとり親、女性の福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) ひとり親、女性の福祉の対象者は、自立に努めます。
- (2) 市民、事業者と市は、ひとり親、女性の福祉の対象者が自立できるよう支援します。

(健康づくり)

第32条 健康づくり施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 市民は、生涯にわたって自らの健康づくりに努めます。
- (2) 事業者は、雇用している人の健康づくりに努めます。
- (3) 市は、市民が自主的に健康づくりを行うよう支援します。

第4章 地域福祉計画

(地域福祉計画の策定・公表・管理)

第33条 市は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域福祉計画（健康・福祉に関する個別の計画を含みます。以下同じです。）を定めます。

- 2 市は、地域福祉計画を定め、又はその内容を変更したときは、速やかに公表します。
- 3 市は、地域福祉計画を着実に推進するため、地域福祉計画の進行を適切に管理します。
- 4 市は、次条の多治見市地域福祉計画評価委員会が地域福祉計画を評価した結果を公表します。

(評価機関の設置)

第34条 市は、前条第3項により地域福祉計画の進行を適切に管理するため、その実施状況の評価を行う多治見市地域福祉計画評価委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、地域福祉計画の実施状況の評価のほか、市長の諮問に応じて、地域福祉計画に関し必要な事項を審議します。
- 3 委員会は、10人以内の委員で組織します。

- 4 委員は、福祉のまちづくりについて、知識や経験を持っている人、市民その他市長が適当と認めた人のうちから市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
(省 略)

第5期多治見市地域福祉計画

発行 令和6年3月

編集 多治見市役所 福祉部 福祉課

〒507-8787 多治見市音羽町2丁目233番地

電話 (0572) 23-5812 (直通) FAX (0572) 24-1621

※この冊子200冊を79,640円(税込)で作成しました。

※この冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の推進等に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

※リサイクル適正の表示: 紙へリサイクル可

※この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。